ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022 3 MARCH

漁協経営の活路を探る

●異業種企業による漁業参入の現状と課題

●漁協による製氷・貯氷事業の実施状況に関するアンケート結果の分析

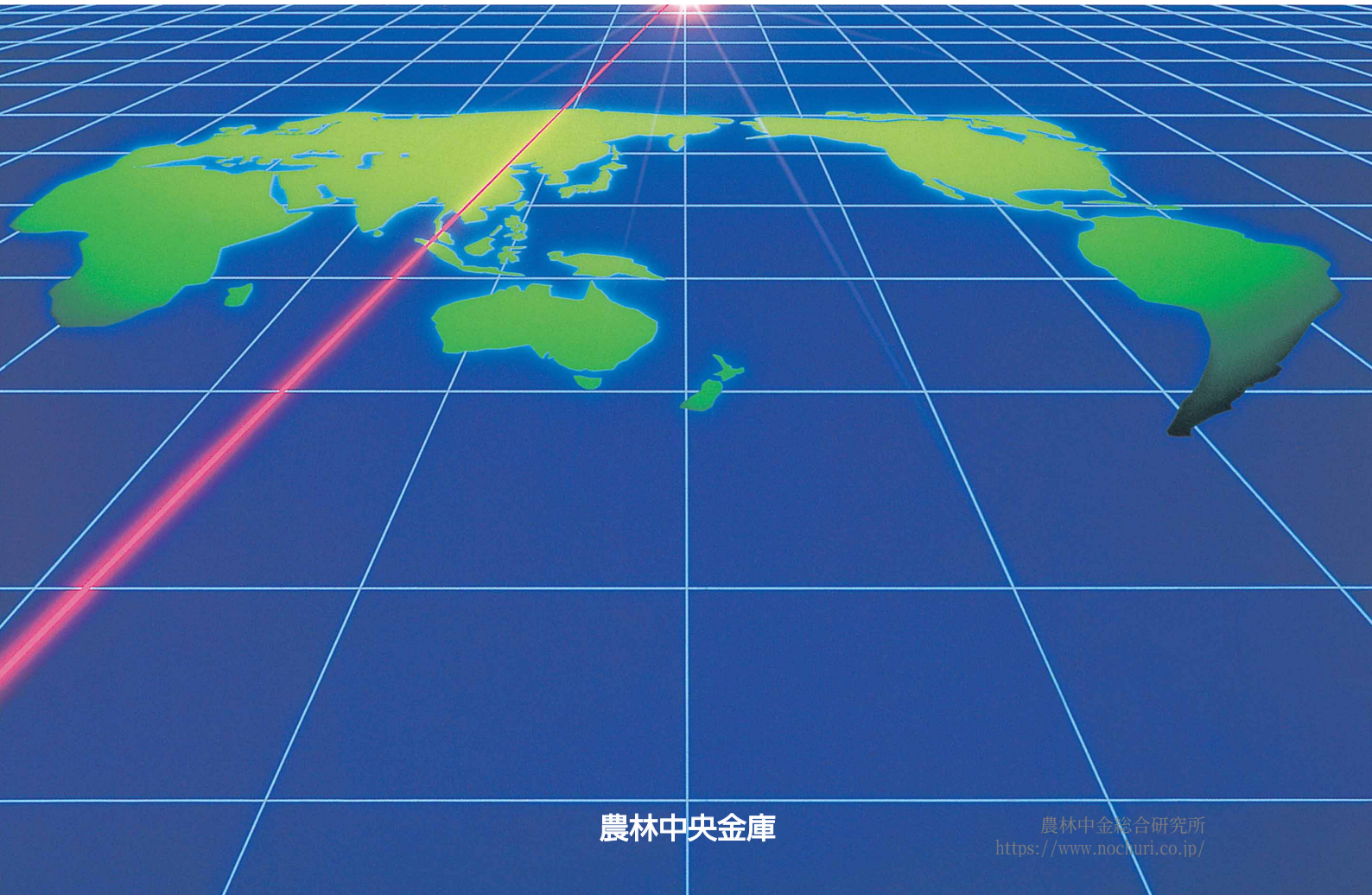

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

コロナ禍の下で重要性を増した漁協アンケート調査

本号で掲載する３本の論文は、農中総研が実施した2020年度漁協アンケート調査の結果を用いて、漁協の経営環境や事業について論じている。当該調査の報告書は既に総研レポート「2020年度漁協アンケート調査結果」として21年11月に刊行されており、本号の論文はその一部を基にして新たな分析やデータ、考察を加えて書き下ろしたものである。

「漁協アンケート調査」は16年から不定期で実施され、本号で取り上げる20年調査はその３回目である。全国の沿岸漁協を対象として約半数から回答を得ており、調査結果は漁協の全国的な状況を把握できる貴重なデータとなっている。前身の漁協信用事業アンケート（07年からは漁協系統事業アンケート調査）は、かつて100組合のおおむね固定された漁協を対象として農林中金調査部時代の82年から毎年実施された。その後、漁協から信漁連への信用事業譲渡が進んだことなどから、対象を沿岸漁協全体に広げ、漁協の事業や経営の全般についてその時々の調査テーマに応じて実施する現在の形になった。

従来、農中総研の漁協研究は現地調査に重点を置いており、アンケート調査は補完的な性格が強かった。しかし20年以来、新型コロナウイルス感染症のまん延によって現地調査の実施が著しく制約された結果、遠隔で現地の情報を得られるアンケート調査は俄然（がぜん）強みを発揮するようになり、今回の調査は現場の情報を得る主要な調査手段として複数の研究員が取り組んだ。

尾中・亀岡論文は、冒頭で今回のアンケート調査の概要について説明しており、本号の導入部として読むこともできる。漁業・漁協経営の直面する課題や関心について自由記入回答を内容別に集計している。また、おもな漁業種類別に漁協を分けると、後継者がいる組合員の割合と、60歳以上の組合員の割合には、明確な負の相関がみられるという。全体を通じて厳しい経営環境が改めて確認され、その認識が他の論文にも投影されている。

尾中論文は、異業種企業による漁業参入の実態ときっかけ、漁協からみた得失と賛否に加えて、事例調査に基づいて企業側における漁業参入の課題も整理したうえで、実際の参入は多くないものの、企業参入は現状打破の可能性を与えるとして肯定的に結論している。ただし、上記報告書によれば参入可能な漁場があると答えた漁協は１割にとどまる。

亀岡論文は漁協の製氷・貯氷事業を取り上げている。統計データを用いつつ赤字傾向、基礎インフラ、設備老朽化という特徴を整理し、また、漁協系統組織が施設統廃合を、組合の合併に伴うものとして推進してきた経緯を踏まえつつ、アンケートの結果や事例から、漁協間の氷供給や専門業者からの氷供給も選択肢になり得ると論じる。

アンケート結果を詳細に分析すれば、現地で確認すべき新たな調査課題が生まれる。電話やWeb会議によるオンラインの聞き取り調査を併用してはいるものの、現地調査に比べて得られる情報は限られている。元どおり産地を訪問できるようになる日が待たれる。

（（株）農林中金総合研究所 執行役員基礎研究部長　平澤明彦・ひらさわ あきひこ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第75巻　第3号〈通巻913号〉　目　次

今月のテーマ

漁協経営の活路を探る

今月の窓

コロナ禍の下で重要性を増した
漁協アンケート調査
（株）農林中金総合研究所 執行役員基礎研究部長　平澤明彦

異業種企業による漁業参入の現状と課題
尾中謙治 ―― 2

施設統廃合の進展を見据えて
漁協による製氷・貯氷事業の実施状況に関する
アンケート結果の分析
亀岡鉱平 ―― 17

情勢

組合員の高齢化・後継者確保状況と漁協職員の声
――「2020年度漁協アンケート調査」結果に基づいて――
尾中謙治・亀岡鉱平 ―― 37

談話室

「６次産業化」の戦略と戦術について考える
国立大学法人 三重大学 大学院 生物資源学研究科
教授　常　清秀 ―― 46

統計資料 ―― 48

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

異業種企業による漁業参入の現状と課題

主任研究員　尾中謙治

〔要　　旨〕

漁業法改正によって漁業権免許の優先順位の見直しが行われ、企業による漁業参入が促進される可能性がある。そこで、2020年度に全国の沿岸漁協に、企業の漁業参入の現状等を把握するためにアンケート調査を実施し、本稿執筆にあたって漁協や参入企業からヒアリングを行った。

アンケートによると、企業による漁業参入が「ある」と回答している漁協は4.4％で、参入企業の業種は、水産加工業や建設業、卸売業が上位である。漁業種類は、区画漁業権に基づく魚類や貝藻類の養殖漁業が７割を占めている。

企業参入に対する漁協の賛否は、「賛成」が7.7％、「反対」が27.2％、「どちらでもない」が65.1％であり、企業参入に対して前向きではないことがわかる。しかし、現状に閉塞感のある漁協や既存漁業者は多く、現状を打破するための方策のひとつとして企業参入を検討することも必要である。そのためには漁協は企業参入のメリットを理解することが大切であり、企業の漁業参入を促すにあたっては、企業が抱える課題等に漁協が対応することが求められる。一方で、企業側は漁業参入にあたって、漁協の組合員となり、地元漁業者と良好な関係を形成することが重要である。

目　次

はじめに
1　新規就漁者としての企業の位置づけ
2　企業による漁業参入の実態
(1)　企業参入の現状
(2)　参入のきっかけ
3　漁協にとっての企業参入のメリットとデメリット
4　企業参入に対する漁協の賛否
(1)　「賛成」の理由
(2)　「反対」の理由
5　企業における漁業参入の課題と対応
(1)　着業前
(2)　着業後
(3)　漁協等の対応
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

2018年の漁業法改正によって漁業権免許の優先順位の見直しが行われた。従来は区画漁業権および定置漁業権は、地元漁協や漁業者が優先して免許を受けられる仕組みであったが、改正後は漁場を「適切かつ有効」に活用している漁業者に優先して免許される。現時点で漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者には優先して免許されるものの、利用されていない漁場や新たに漁業権が設定される場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許され、それによって企業の漁業参入が促進されることが想定されている。

このような漁業権制度の見直しは、漁業者の高齢化や後継者不在などによって漁業者が減少している地域漁業を存続させるために、利用されなくなったり、利用度が低下した漁場に対して、協業化や企業等の新規参入によって総合利用を促していくことを狙いとしている。

今後狙いどおりに、企業参入が促進されていくか否かは不明ではあるが、そもそもこれまでに漁業以外の異業種企業（以下「企業」という）による漁業参入がどの程度行われ、それが漁協にとってどのようなメリットや課題があるのかが明らかではない。そこで、20年度に全国の沿岸漁協（１県１漁協などの大規模漁協の支所・支店を含む）に対してアンケート調査を実施した(注1)。以下ではその結果に基づきながら、筆者が行った既往の事例調査（尾中（2021a、2021b、2022））や既存の文献、アンケート回答漁協へのオンラインによるヒアリング結果なども踏まえ、企業参入の現状や論点などを整理する。これによって、漁協や既存漁業者（以下「漁協等」という）にとっては企業の受入れ、企業にとっては漁業参入についての検討に資することを本稿の目的とする。

（注１）尾中・亀岡・植田（2021）の一部として実施した。

１　新規就漁者としての企業の位置づけ

漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、漁業センサスによると1988年の39.2万人から18年には15.2万人にまで、30年間で61％減少している。このような現状において、わが国の漁業生産を維持するためには、新規漁業就業者・後継者（以下「新規就漁者」という）を確保することが必要である。近年は国などの支援策の影響もあり、毎年２千人程度の新規就漁者が誕生しているが、現在の漁業・漁村を持続させるのに十分とはいえない。

新規就漁者の第１の候補は漁家子弟であるが、彼らが漁業に就業するとは限らなくなってきており、そもそも子弟が不在の漁業者も少なくない。18年漁業センサスによると、個人経営体において「後継者あり」と回答しているのは17.0％である。したがって、漁家子弟以外の新規就漁を促す必要があり、水産庁では漁家子弟以外も対象と

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

した漁業経験ゼロでも漁業に就業・定着できる支援策を実施している。水産庁の推計では、新規就漁者の約７割が他産業からの就漁者であり、都市出身者も少なくないとしており、一定の成果を挙げているものの、十分な状況ではない。

そこで、次の新規就漁者候補として漁協自らが漁業を行う漁協自営漁業や地区外の漁業者による漁業参入が挙げられる。実際にそうした取組みは少なからず増加しているが、それでも急激な漁業者の減少による漁業や漁村への影響をすべてカバーすることはできていない。さらなる新規就漁者の確保にあたっては、地区内外の企業による漁業参入の可能性も検討していくことが求められる（第１図）。

18年漁業センサスでは、2,066の漁業地区のうち「新規漁業就業者・後継者を確保する取組」を実施しているのは453地区（21.9%）であるが、会合・集会等の議題として「企業参入」が取り上げられたのは1,468の漁業地区のうち19地区（1.3%）にすぎない。企業参入が議題とならないのは、企業からの参入の問合せがないということもあるが、漁協等が積極的に検討していないともいえる。しかし、新規就漁者の確保が難しい漁村においては、企業参入も前向きに検討することが必要な状況にきていると考える。

第1図　新規就漁者候補の類型

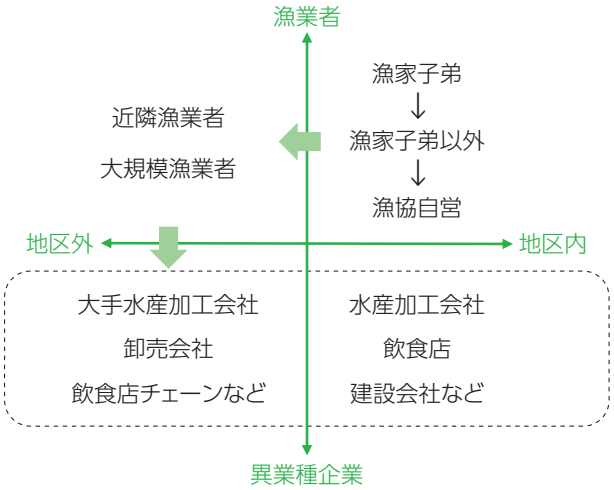

資料　筆者作成

2　企業による漁業参入の実態

(1)　企業参入の現状

今回のアンケートによると、企業による漁業参入が「ある」と回答しているのは、590組合中26組合（4.4%）であり、「過去に参入した企業があった」は19組合（3.2%）、「現在検討している企業がある」は２組合（0.3%）である（第２図。重複回答なし）。

企業による漁業参入が「ある」と回答した組合管内の参入企業数の平均は1.62社（26組合平均）であり、内訳は17組合が１社、３組合が２社、５組合が３社、１組合が４社である。

参入企業の業種（複数の参入企業がある場合は、水揚高が最も多い１社について回答）は、24組合中「水産加工業」（９組合、37.5%）が最も多く、次いで「建設業」「卸売業」（各３組合、12.5%）である（第３図）。「その他」としては、「製網会社」「製造業者」「NPO法人」などが挙げられている。参入企業は地元企業や地元外企業、中小企業、大企業など様々である。

ヒアリングや既往調査（以下「ヒアリング

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　企業による漁業参入の有無

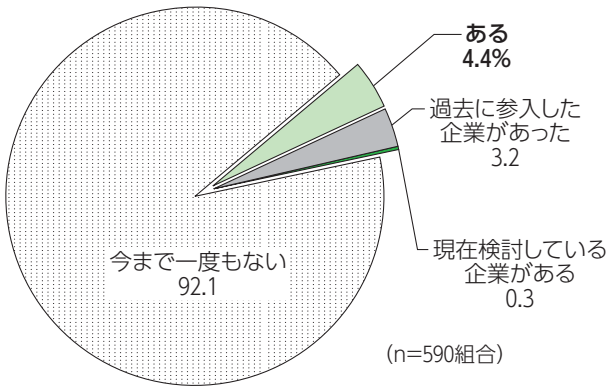

資料　尾中・亀岡・植田(2021)

第3図　参入企業の業種

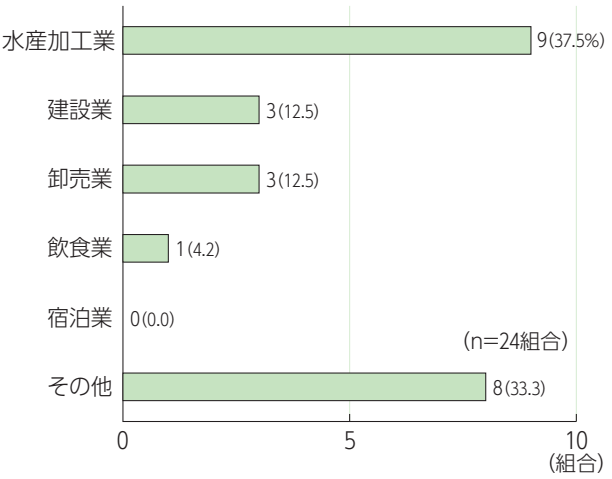

資料　第2図に同じ

等」という）によると、水産加工業者や卸売業者、浜仲買商・出荷業者は、漁業参入によって生産から販売までを一貫させることができ、魚の安定調達や相場に左右されない魚価設定をメリットとして、他社との差別化を図っている。オリジナルのブランド魚の生産によって差別化を図っている浜仲買商もいる。飲食業者の参入目的として多いのは、仕入れコストの削減や自社のPRである。飼餌料等の製造販売会社の参入例には、自社製品の実証実験を目的としているものが複数あった。

本アンケートでは宿泊業者の回答はなかったが、定置網漁業や陸上養殖に取り組んでいる宿泊業者もおり、漁獲物を食事に提供したり、漁業体験を宿泊プランにセットすることによって集客力を高めている事例もある。上記以外に業種にかかわりなく、企業の参入目的は新規事業開発やシナジー効果の発揮、人材活用、地域貢献など多様である。

実際に参入した企業の事例として、既存の文献に以下のようなものがある。

地元企業の参入としては、島根県海士町の建設会社である飯古建設有限会社の事例がある（水産庁（2016））。地元漁協の自営定置網漁業が経営難となった際に、「島の基幹産業である漁業を守りたい」という思いから、1995年に定款変更（事業目的に定置網漁業を追加）して、漁協から引き継いだ定置網を操業している。

製網会社としては、定置網を専門とするホクモウ株式会社（本社：石川県金沢市）の事例がある（架谷(2021)）。ホクモウは、1978年から門前事業所（輪島市）で定置網を操業している。門前は定置網を敷設してもすぐ壊れてしまうので、誰も操業しない漁場であった。この厳しい漁場で定置網漁業をすることによって、網の形状や資材を研究することができ、結果として漁網の購入者である漁業者にその成果をフィードバックすることができることからホクモウは漁業に参入した。当初は経営的に厳しかったようであるが、現在の経営は順調で、網型や

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

漁具の改良、設備の開発などに加えて、全国の各漁場から研修生を受け入れ、船頭などの人材育成にも取り組んでいる。また、ホクモウは好漁場であるが、経営がうまくいかずに廃業した定置網漁場に対して、自らが参入し漁場再生を行い、経営の見通しが立ったところで地元漁業者に引き継ぐという取組みも行っている。引き継ぐときの条件は、漁場を存続することなどである。

次にアンケートで、参入企業の漁業種類をみると、25組合中「魚類養殖」（10組合、40.0%）が最も多く、次いで「貝藻類養殖」（８組合、32.0%）となっており、区画漁業権に基づく養殖漁業が18組合（72.0%）を占めている（第４図）。

「魚類養殖」と回答した10組合のうち４組合がマグロ養殖であり、そのうち１組合はブリ・ハマチの養殖も行っている。ほかにブリ・ハマチ養殖は３組合、うち２組合がタイの養殖も行っている。１組合のみの回答としてはギンザケ、トラウトサーモンがある。

ヒアリング等によると、大規模な設備投資が必要であるマグロやブリ・ハマチなどの養殖については、大手水産会社などの大企業が参入している事例が多く、地元に子会社を設立したり、既存の養殖業者からの事業譲渡や資本提携などを通じて地元漁協の組合員となり漁業を行っているケースが多い。

「貝藻類養殖」については、８組合のうち２組合が「カキ」、ほかは１組合が「昆布」「ノリ」「ヒロメ」「アサリ・ハマグリ」「岩ガキ」「モズク」と回答している。

第4図　参入している漁業種類（複数回答）

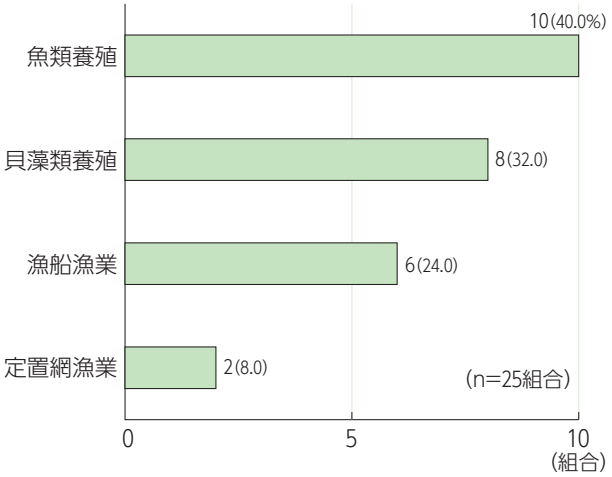

資料　第2図に同じ

(2)　参入のきっかけ

企業が参入したきっかけは、26組合中「漁協との関係が以前からあった」（14組合、53.8%）が最も多く、次いで「行政からの働きかけ」（４組合、15.4%）、「漁協からの働きかけ」（３組合、11.5%）である（第５図）。「その他」としては、４組合が「企業からの相談・声掛け」、１組合が「舶用機関整備業者からの紹介」「組合員からの紹介」を挙げている。

漁業参入にあたっては、企業は漁業権だけでなく、漁業環境の整備（漁船の係留や陸上での作業場の確保など）が必要で、企業としては漁協の協力がないと効率的に漁業をすることが難しい。そのために漁協からの協力を得やすい関係が以前からあった企業が参入しやすいことから、上記のような回答結果になっていると考えられる。

漁協等としても、今まで関係のない企業

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第5図　企業が参入したきっかけ（複数回答）

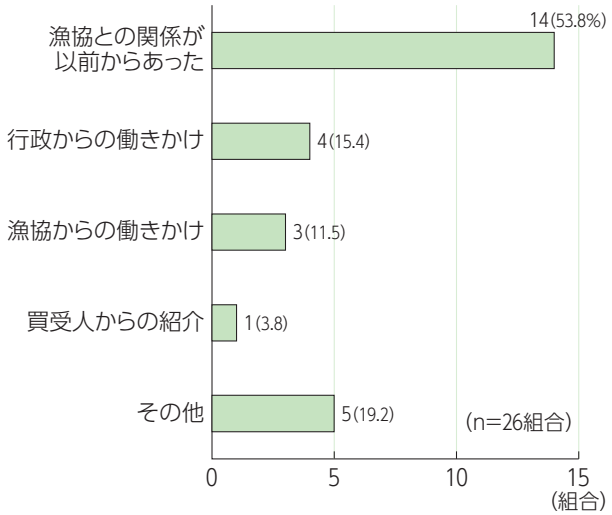

資料　第2図に同じ

を地域漁業に受け入れることは不安であり、容易ではない。漁業および地域の慣習を順守しようとする意図はあるのか、漁業を継続するための意欲や資力などのリソースを保有しているのか等、不確実な要素が多く、参入企業を信頼することは難しい。企業参入によって、今までの漁業や漁場、漁村がマイナスの方向に変わる可能性があるのなら、現状が良くないとしても漁協等が企業を受け入れずに現状を維持しようとするのはやむを得ない面がある。

実際に、漁業をしたいと相談にきた企業に前向きに対応しようとした漁協等で、企業と話を進めていくうちに、遊漁船業や海砂を得ることを参入の目的としていたり、反社会的勢力やそれに関係する企業であることがわかったりすることがあり、企業参入に否定的になってしまった漁協等もある。

その点で、漁協との取引関係などが以前からあった企業の参入には、企業の客観的な事実（財務データなど）だけではなく、主観的な事実（慣習の順守意識や漁業への意欲など）に基づいて信頼度を評価することができるので、漁協等としては受け入れやすい。

漁協への相談を通じて参入した企業もあったが、これも漁協等との交渉などを通じて信頼を得ていった結果、もしくは大企業で客観的な信頼が高かったことによって、参入できたケースではないかと推察される。企業参入にあたって、漁協等との信頼関係を築くことが企業にとっては重要であり、漁協等としては企業から情報を得る努力をする必要がある。

したがって、漁協等は、企業を十分に評価できない際には、行政からの働きかけ（紹介）を企業の信頼性の評価に活用することもある。行政からの働きかけは、行政が信頼できる企業を紹介していると漁協等としては理解することができ、企業に対する信頼は高くなり、参入を促しやすい。「行政からの紹介だと組合員が安心してくれるので、企業参入について組合員から賛同を得やすい」と回答した組合もあった。行政からの働きかけと同様に信頼できる買受人や組合員、漁網会社などの第三者からの紹介も類似の効果がある。

「漁協からの働きかけ」は、漁協側が課題（空き漁場、水揚高の減少、雇用機会の不足など）を認識し行動しようとする場合である。その際には漁協自らが調査をし、信頼できる企業に働きかけるので、参入を希望する企業にとっては一番参入しやすいケースと

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

なる。

3　漁協にとっての企業参入のメリットとデメリット

企業参入があると回答した漁協のメリットは、26組合中「組合の事業利用の増加」（16組合、61.5%）が最も多く、次いで「漁場の有効活用」（14組合、53.8%）、「雇用創出」（５組合、19.2%）である（第６図）。「漁村の活性化」の具体例としては「若い人の組合加入が増えてきた」、「その他」としては「漁獲量の減少の防止」等を挙げている。メリットが「特になし」と回答したのは３組合（11.5%）であり、９割の組合がメリットを享受している。マグロ養殖を受け入れた漁協のなかには、漁業権行使料の徴収や各種組合事業の利用によって経営を大きく改善したところもある（鳥居（2019））。

「組合の事業利用の増加」としては、販売や購買、製氷事業を挙げる組合が多い。販売事業に関連する「魚価の向上」や「販路の拡大」を挙げているのはそれぞれ２組合（7.7%）である。ヒアリング等によると、参入企業のなかには、組合市場に水揚げしないものや価値の低い漁獲物だけを水揚げする企業があり、組合にメリットのないケースもある。

「漁村の活性化」としては、ヒアリングした三重県尾鷲市須賀利地区で小型定置網を操業している株式会社ゲイトの事例がある。ゲイトは漁業だけでなく、一般の人を対象とした定置網漁業体験や空き家を活用した簡易宿所を提供している。そして、このような取組みを地区全体で展開するために、ゲイトが事務局となって「須賀利渚泊（なぎさはく）推進協議会」を発足し、様々な渚泊・観光に関する活動を行っている。企業参入は漁業だけでなく、企業と漁協等との協力によって、地域全体の活性化にもつなげることが可能である。

「雇用創出」においては、ヒアリングによると企業側には地元漁業者・住民を雇用しようという意思はあるものの、対象となる人が少なく、適切な人を雇える見込みがないことから断念したというケースもあった。

一方で、漁協にとっての企業参入の課題は、26組合中「既存漁業者との対立（漁場や漁港）」と「漁場調整が困難」がそれぞれ５組合（19.2%）と最も多いが、半数以上の組合（15組合、57.7%）が「特になし」と回答している（第７図）。「その他」としては「今後の事業継続」を挙げている。

第6図　企業参入のメリット（複数回答）

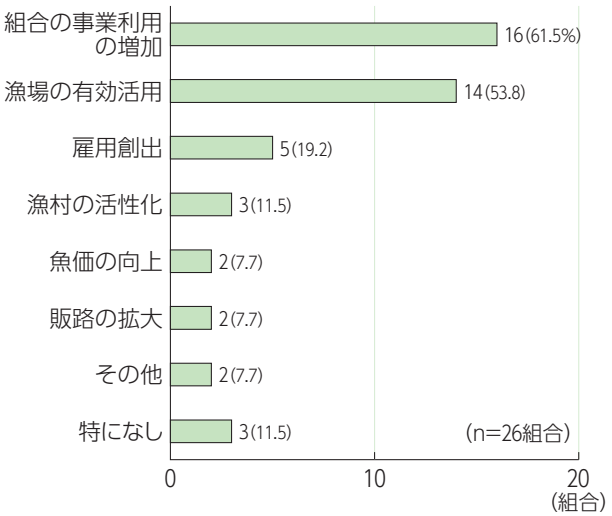

資料　第2図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

これらの回答は、企業が漁協の組合員になっていることを前提としている。しかし、今後は漁業法改正によって、企業は漁協に加入しなくても定置網や区画漁業に参入・継続することが可能となる(注2)。そうなった場合には、既存漁業者との対立が発生する確率は今以上に高まる。なぜなら、企業も組合員であれば漁協が調整役となって組合員間の漁場調整やルールづくりなどを行うが、企業が組合に加入しなければ漁協の調整機能は発揮されず、企業と既存漁業者との対立に直結するからである。既存の組合員は、企業が「組合員になる」＝「組合の規定に従う」ことを前提に漁業に参入し、組合経営の改善や地域活性化などにつながるのであれば、不便になる面があっても自らの漁業を調整し、企業を受け入れるインセンティブが働く。企業が組合員にならず、組合事業を一切利用せず、地元の経済活動に影響を与えないようであれば、組合員は自らの漁業が不便になるような調整をする必然性はない。

したがって、実際に漁業参入した企業も漁協の協力が必要であると認識しており、組合に加入して漁業を行っている。漁業法改正後の最初の漁業権一斉切替えが23年に行われるが、この時に漁協に加入しない企業が定置網や区画漁業に参入する可能性はあるものの、現実的には難しいと考えられる。従来の漁業法のように組合員になることに対する必然性はないが、組合員にならなければ地元との十分な意思疎通や調整ができずに既存漁業者とのトラブルなどが発生する可能性が高まると考えられる。

第7図　企業参入の課題(複数回答)

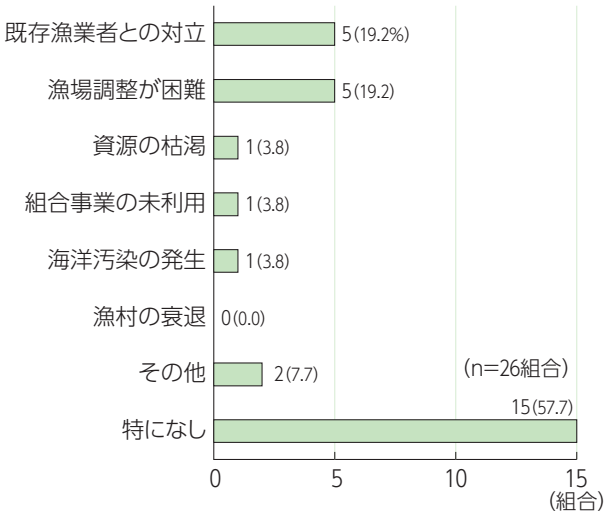

資料　第2図に同じ

(注2) 18年の漁業法改正前は、定置漁業権の免許において優先順位があり、漁協は企業が組合規則に従わなかったり、地域漁業に不利益などを与えると判断した際には、５年に１度の漁業権の切替え時に企業に免許されていた定置漁業権に対して競願することによって、漁協に定置漁業権が免許された。この規定によって企業は漁協に加入し、組合規則などを順守していたが、改正後は優先順位が廃止されたため、企業はその面で組合に加入しその規則に従うインセンティブが低下した。また、区画漁業権についても、漁協の管理下で養殖を行わなければならない組合免許方式から、改正後は企業が個別に区画漁業権を得ることが可能となり、これによって漁協の組合員になる必然性はなくなった。共同漁業権については漁協管理のままであり、行使にあたっては漁協組合員になることが必須である。

4　企業参入に対する漁協の賛否

企業の漁業参入に対する漁協の見解は、548組合中「賛成」が42組合（7.7%）、「反対」が149組合（27.2%）であり、「どちらでもない」が357組合（65.1%）と過半数を占めて

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　参入可能な漁場の有無と企業参入への賛否

（単位　上段：%、下段：組合）

		合計	企業の参入		
			賛成	反対	どちらでもない
合計		100.0 (548)	7.7 (42)	27.2 (149)	65.1 (357)
参入可能な漁場	ある	100.0 (60)	28.3 (17)	1.7 (1)	70 (42)
	ない	100.0 (488)	5.1 (25)	30.3 (148)	64.5 (315)

資料　第2図に同じ

いる（第１表）。

企業が参入することが可能な漁場の有無と企業参入への賛否の関係をみると、参入可能な漁場が「ある」と回答している組合の方が、企業参入に対して「賛成」が多く、「反対」が少ないことがわかる。以下では、賛否の理由に関する自由記述式回答とヒアリングした内容を紹介する。

(1)　「賛成」の理由

「賛成」と回答している漁協の35組合（「賛成」と回答した組合の83.3%）がその理由を記述回答している。大別すると「漁場の有効活用」（５組合）、「地域漁業の維持・活性化」（11組合）、「組合事業の確保・活性化」（９組合）、「漁業後継者対策」（６組合）、「その他」（４組合）である。

「漁場の有効活用」と回答している漁協は、現時点で未利用漁場を抱えている組合が多い。ヒアリング等によると、未利用漁場の大部分は、条件の悪い漁場か、後継者不在の漁場のいずれかであり、条件の悪い漁場には地区内外の漁業者は採算が取れないので基本的に参入しない事例が多い。しかし、企業は漁業だけで採算が取れなくても、PR等の効果が期待でき、他の事業との通算で黒字にすることができれば参入を検討する余地はあると考えられる。企業側としては、参入目的を明確にして漁場を見極めることが重要といえる。それを見誤り撤退した企業もヒアリング等で散見される。

「地域漁業の維持・活性化」については、企業参入による新たな展開への期待や地域経済の先細りの解消という漠然としたものが多いが、具体例としては雇用創出や既存漁業者の収入の安定を挙げている。ヒアリング等によると複数の漁協では、企業参入によって一部の組合員が企業から網入れや網の修繕、稚魚の漁獲、餌やり等の短期的な仕事を受けており、収入の補てんにつながっていると回答している。

「組合事業の確保･活性化」は、企業参入によって組合の水揚高が増加し、組合の事業・施設利用が図られ、組合経営が維持されるという内容である。ヒアリング等によると、漁業者の減少している漁協の事業利用は減少しており、厳しい経営に直面している漁協は多い。そういった漁協が既存漁業者のために従来の事業を継続するためには、手数料などの引上げを行う必要がある。しかし、引き上げてしまうと、経営の厳しい漁業者の経営を圧迫し、廃業を誘発する可能性がある。そのような状況において、企業参入による組合経営の改善は組合だけでなく、漁業者である組合員にとっても間接的なメリットがある。企業参入のある漁協の組合員は、そのことを理解して漁場調

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

整などに協力して、企業を受け入れていると想定される。

「漁業後継者対策」については、後継者不在で、現状のままでは漁業者が増える見込みがないということから企業参入に期待を寄せている。

(2) 「反対」の理由

「反対」と回答している漁協の86組合（「反対」と回答した組合の57.7％）がその理由を記述回答している。大別すると「現状のままで十分・参入できる漁場がない」(15組合)、「現時点で資源が減少しており、参入の余地がない」（７組合)、「漁業調整・管理が困難」（７組合)、「既存漁業者の水揚や所得の減少などへの悪影響」（６組合)、「資源やその管理への悪影響」(10組合)、「既存漁業者との対立」(11組合)、「企業による漁業経営に対する懸念」(12組合)、「漠然とした不安・変化に対する不安」(12組合)、「漁協・組合員の反対」（６組合）である。

「現状のままで十分・参入できる漁場がない」「現時点で資源が減少しており、参入の余地がない」という回答の背景としては以下のことが考えられる。

そもそも企業参入にあたっては参入可能な漁場が必要であるが、参入可能な漁場が「ある」と回答しているのは、548組合中60組合（10.9％）であり、「ない」が488組合(89.1％）である（前掲第１表)。大部分の組合で参入することが可能な漁場がないことがわかる。

「海は広いようだが、地元の漁師は季節によって、いろいろな場所で漁をするので、結果、狭い漁場でやっているところに企業の参入は考えられない」と回答している漁協もあり、沿岸漁業の実態をあらわしている。

区画漁業権の漁場においては、漁業者が減少しているものの、水産庁の報告書でも示されているとおり、条件の良い漁場は既存漁業者によって利用されていたり、過密状態が解消され適切な利用状態となっているというケースが大部分である。(注3)

参入可能な漁場があったとしても条件の悪いところが多く、参入は難しい。水揚量が減少していると回答している組合は多く、その理由として磯焼けの拡大や海水温の上昇等による漁業環境の悪化を挙げている。

次に、「漁業調整・管理が困難」は、限られた漁場で既存漁業者と調整することが難しいことをあらわしている。漁協の経済的・人員的な余裕がないことから、対応が困難と回答している組合もある。

ここまでの反対の理由は、企業の参入以前の問題であるが、以下は企業が参入した後の課題を理由としている。

まず「既存漁業者の水揚や所得の減少などへの悪影響」であるが、これは企業などの参入による漁業者の増加が既存漁業者の水揚量を減らす可能性があるということである。また、特に養殖であるが、企業が大規模に参入した際には、企業による養殖物の生産量の増加が発生し、それによって既存漁業者の同種の養殖物の価格下落・所得減少を促すと考えられている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

「資源やその管理への悪影響」は、企業が利益優先の活動をするために、資源の枯渇を引き起こす、もしくは資源管理・保護・繁殖活動に協力しないことを不安視している。企業が組合に加入しなければ、その不安は一層高まるであろう。

「既存漁業者との対立」としては、企業と既存漁業者との間の価値観や意見の相違によって、漁業権や漁業調整、資源管理、操業などに関するトラブルが懸念されている。

「企業による漁業経営に対する懸念」の具体例は、企業の倒産や採算が合わなくなったときに、海上の養殖施設を設置したままにしたり、漁業資材を片付けずに撤退すること等である。ヒアリングによると、特に大規模に養殖などをしていた企業が撤退した場合は、漁場利用の継続性が困難で、漁場荒廃につながる恐れもある。そして営利追求だけでなく、地域や漁協等への貢献を意識した漁業経営を、企業に期待するのは難しいと捉えている。

「漠然とした不安・変化に対する不安」と「漁協・組合員の反対」については、具体的な反対の理由はわからないが、「生活が脅かされる」「不安」「秩序が乱れる」という「将来に対する漠然とした恐れ」が記されている。企業参入のない、ある組合にヒアリングしたところ「もし企業が参入したら、今までの当たり前が通じなくなるのではないか。口頭で済んでいたことを明文化したり、権利意識が高まる可能性がある。企業が入ることによって、知らない人が増えるので、怖い、寂しいなどの漠然とした不安もある」と述べている。

企業参入が可能な漁場がある漁協においては、上記の参入後の課題を企業と話し合うことが重要であり、企業側もそのような課題をクリアすることが必要であることを認識しておくことが求められる。

（注３）水産庁（2019）

5　企業における漁業参入の課題と対応

次にヒアリング等に基づいて参入を決定した企業側の課題を述べる。決定までには、自社における漁業の位置づけや漁業種類の選定、採算性などの課題があるが、ここでは決定後の課題を、着業前と後に分けて整理する。

(1)　着業前

着業前の課題としては、漁場の選定・確保、船着き場や陸上作業場、事務所、乗組員の住居の確保、漁業資材の調達や漁業技術、人材調達など多様であるが、その前提として最も重要なのは漁協等との関係づくりである。

漁協等との関係ができて初めて、漁場や船着き場、陸上作業場、事務所などを確保することができる。参入できる漁場が限られているなかで、漁場の選定も漁協等の協力が必須である。また既存の漁業者が利用している船着き場等を調整して、企業のスペースを確保するにあたっても漁協等の協力が求められる。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

漁業資材の調達や漁業技術、人材調達、漁協の事業・施設利用などにおいても、漁協等からのアドバイスや支援は迅速であり的確であるため、あった方が望ましい。小型定置網漁業に参入した企業のケースでは、初期投資を抑えるために、自社の判断で中古の漁具や漁船を活用したが、故障や破損によって操業に支障をきたしてしまった。漁協等から漁具などのアドバイスを得ておけば良かったと振り返る。なお、漁船や漁網などの漁業資材の調達にあたっては、企業が活用できる補助事業などがないことも課題であり、整備が望まれる。

以上のように漁協等との関係構築は不可欠であり、そのために企業は漁協等に、漁業に参入する目的や自社の経営・財務状況を説明することによって、漁業に参入する本気度と漁業を継続する能力があることを示すことが必要である。参入することによる漁協等へのメリットを提示することも有効である。

実際に企業のなかには、初めから漁業ではなく、最初に産地市場の買受人となったり、漁業体験を通じて漁協等との信頼関係を築いてから漁業に参入したケースもある。

(2) 着業後

操業中の課題としては、収益性、漁具の更新、台風や水温の上昇、赤潮などの自然災害への対応、事業拡大、慣習の尊重などがある。

収益性については、漁獲の不安定性、魚価や飼料価格の変動、自然災害などがあるため、計画どおりに収益を上げることは難しく、漁業部門単独では採算割れすることもある。漁具の更新については、タイミングを見計らうことが難しく、収益性が悪化すると高額である漁網などの更新を遅らせる傾向がある。遅らせると、漁獲は減少し、さらに収益性が悪化するので、漁具の更新がさらに遅れるという悪循環に陥る。漁協等や水産業普及指導員、漁網会社などからのアドバイスを活用することが求められる。

自然災害については、ぎょさい制度で金銭的な損失の補てんはあるものの、例えば飲食業者が他社との差別化を図るための独自の養殖魚などが被害を受けた場合、その影響は漁業部門だけにとどまらない。このようなケースでは産地を複数確保しておくことが必要となる。

漁業が軌道に乗った際には、事業拡大が難しいという課題がある。漁業の拡大には通常漁場の拡大を伴い、そのためには既存漁業者の漁場調整や新たな水域への漁業権の設定が必要となるが、漁場が限られているのでスムーズに進まないことが多い。漁場の拡大においても、地元漁協等の理解が必要であり、彼らとの良好な関係の維持だけでなく、漁協等や地域にメリットを提供していくこともポイントである。それによって漁協等も漁場の拡大に協力する可能性は高まる。

慣習の尊重が課題となる例としては、漁業者が遊漁船などの観光関連の事業をしてはいけないという自主規則を定めている漁業地区では、企業が観光漁業を展開したく

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

てもできないことがある。企業が漁協等を説得するということも考えられるが、時間がかかり、成功するとも限らない。この点については、漁業だけでなく観光事業などの展開を考えている企業は、事前に地区漁業の慣習を確認しておくことが必要である。

漁協の企業に対する行使料その他の金銭徴収については透明性を高めることが課題となっているものの、17年に全漁連が算定根拠の明確化等を定めたガイドラインを策定し、漁協への指導を実施しており、問題は解消される方向に進んでいる。

(3) 漁協等の対応

上記のような課題を企業は抱えており、漁協等はそのことを踏まえて企業が新規就漁者として定着するように支援していくことが求められる。実際に参入企業を支援している漁協等はあるものの、一方で参入企業に対して距離をおいて接している漁協等もある。

企業による漁業参入に対して「失敗する」「うまくいかない」というネガティブな認識を持っている漁協等は、企業に対して積極的に支援をしないので、それが企業の成功確率を下げている可能性がある。そして、実際に漁業がうまくいかずに撤退した企業が発生した場合に、漁協等は「企業による漁業はうまくいかない」という信念を強め、その後参入企業への支援をさらにしなかったり、企業の受入れ自体に否定的になっていくと推察される。これでは企業が漁業に定着することが難しく、漁業参入も進みにくい。企業に対する漁協等の対応が、企業の漁業参入の成否に影響を与えていることを認識し、積極的に先述したような漁協等にメリットを与える企業に対して支援していくことが必要である。それによって、企業も漁協の組合員になることに対して積極的な意義やメリットを理解することができる。

また、漁協等は参入したい企業を受け入れるという受動的な態度ではなく、活用できる漁場や海洋深層水などその他資源を提示し、地域観光や販路拡大に貢献できる企業など、各漁協等が必要とする企業の参入を促す対応が求められる。閉塞感のある漁協等は企業参入を変革の機会として活用することもできる。ドラッカーは「変化への抵抗の底にあるものは無知である。未知への不安である。しかし、変化は機会と見なすべきものである。変化を機会として捉えたとき、初めて不安は消える(注4)」と述べている。

(注4) ドラッカー(2001)

おわりに

漁業者の減少は著しく、漁業や漁村の衰退している地域は多い。漁協や行政は新規就漁者支援や「浜の活力再生プラン」などを通じて漁業振興を図っているが、十分とはいえない。そのような現状において、漁業とのシナジー効果の発揮などが期待できる企業による漁業参入は今後積極的に検討していく必要があろう。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

現時点では、漁協等は企業参入を前向きに捉えているとはいい難いが、当アンケート調査で企業参入があると回答した漁協にはメリットが生じているところが多く、デメリットは少なかった。少なくとも企業による漁業が継続している事例については、漁協にメリットがあるものが多いといえる。

今回のアンケート調査やヒアリング等を通じて、企業側が漁業に参入するにあたって漁協の組合員になることは必要と考えられる。今後は漁協の組合員にならなくても法的には漁業参入は可能であるが、漁業調整などが必要な実態において現実的には困難である。これは漁協等からの基本的信頼を得るための源泉でもあり、それによって漁協等からの協力が得られる。加えて、企業が漁協等や地域の活性化につながるような取組みをすることによって、さらなる信頼や協力を得ることができ、自らの事業の拡大や多角化を図ることも可能である。企業側が漁業参入にあたって、地域へのメリットの還元も視野に入れることは、漁協等との良好な関係を築くためにも、企業自体の発展にとっても重要である。

一方で、漁協は、組合員にメリットを提供し、地域振興・活性化を図ることが求められている。そのためにも現状に課題・停滞感のある漁協は、企業参入を通じて事業改善に取り組むのもひとつの対応策である。個人の新規就漁者は漁協に与えるインパクトは小さく、これによって組合が変化するケースは少ない。他方で、企業参入によって組合事業の収益構造やあり方に変化をもたらしたり、組合員や地域にプラスの変化や影響を与えた事例は、アンケート結果からも複数あることがわかる。

漁協としては、地域を混乱させる企業の参入は阻止しなくてはならないが、それを恐れて企業を受け入れないのは問題である。行政などと協力して企業を見極め、メリットのある企業に働きかけていくことが現状を変えるための有効な手段のひとつと考える。漁協だけでは実現できなかったこと・思いつかなかったことを展開できる可能性がある。

<参考文献>

- 尾中謙治（2021a）「株式会社ゲイトによる漁業への参入プロセス」『農中総研 調査と情報』web誌、９月号
- 尾中謙治（2021b）「株式会社エー・ピーカンパニーの漁業への参入と撤退」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号
- 尾中謙治・亀岡鉱平・植田展大（2021）『2020年度漁協アンケート調査結果』総研レポート2021基礎研No. 2
- 尾中謙治（2022）「株式会社丸徳水産の漁業参入プロセス」『農中総研 調査と情報』web誌、１月号
- 加瀬和俊（2018）「沿岸漁業への企業参入と漁業権」『経済』第269号
- 加瀬和俊（2020）「漁業法改訂の経過と問題点」『北日本漁業』第48号
- ガルトゥング，ヨハン（2000）『平和的手段による紛争の転換──超越法──』（伊藤武彦編集・奥本京子訳）平和文化
- 水産庁（2016）「平成27年度 水産白書」
- 水産庁（2019）「平成30年度浜と企業の連携円滑化事業のうち沿岸漁場の利用状況調査事業報告書（概要）」
- ドラッカー, P.F.（2001）『マネジメント──基本と原則──』（上田惇生編訳）ダイヤモンド社、エッセンシャル版
- 鳥居享司（2019）「マグロ養殖企業の事業展開と漁場利用──漁業権の運用と漁協との関係を中心に──」『漁業経済研究』第62巻第２号・第63巻第１号
- 架谷満夫（2021）『定置網漁業を支えるホクモウ（株）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の取組み──定置網漁業者とともにあゆんで70年──』総研レポート2020基礎研No. 3
・真鍋誠司・延岡健太郎（2003）「信頼の源泉とその類型化」『国民経済雑誌』第187巻第５号
・山口裕幸（2008）『チームワークの心理学──よりよい集団づくりをめざして──』サイエンス社

（おなか　けんじ）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2021

A4判　186頁
頒 価　2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発　行…農林中央金庫
〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

〈発行〉 2022年１月

漁協による製氷・貯氷事業の実施状況に関するアンケート結果の分析

――施設統廃合の進展を見据えて――

主事研究員　亀岡鉱平

〔要　　旨〕

漁協における製氷・貯氷事業は、事業総利益のわずかを占めるにすぎないが、①事業利益は慢性的な赤字であること、②漁業生産に不可欠な基礎インフラとして基本的に漁協が担わざるを得ない事業であること、③設備の老朽化の進行といった特徴を有しており、地域存在としての漁協と経営の合理性の対抗という漁協の組織課題が端的に表れている事業であると言える。

本稿では、漁協経営における製氷・貯氷事業の地位と特徴、漁協系統による課題への対応の経過といった前提となる事実を確認したうえで、製氷・貯氷事業の実施状況、氷の供給能力の状況、統廃合の実施状況（履歴・成果・今後の意向）といった内容につき、2020年に全国の漁協に対して独自に実施した「漁協アンケート調査」の結果に基づき整理した。

アンケート結果から、製氷・貯氷施設の統廃合を経験した漁協はなお少数であり、実施理由は「既存施設の破損・老朽化」を理由とした消極的なものが多いことが判明した。特に多数を占める施設所有・利用数が１基のみの小規模漁協においては、組合員の生産活動の維持のために事業を廃止するわけにはいかないことから、赤字のまま現状維持を選択せざるを得ない場合が多いことが推測される。こういった現状に即した対応策として、複数地域間での氷供給網の構築や専門業者等からの氷購入への転換といった方法が有効であると考えられ、その手段として浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プランの有効活用が引き続き期待される。

目　次

関心の所在
1　漁協経営における製氷・貯氷事業の地位
2　漁協系統による対応の経過
(1)　着眼と方法
(2)　零細・分散立地構造の成立
(3)　JFグループの運動方針における市場統廃合を巡る議論の経過
(4)　小括
3　アンケート結果の分析
(1)　製氷・貯氷事業の実施状況
(2)　氷の供給能力の状況
(3)　統廃合の実施状況
おわりに
(1)　アンケート結果の小括
(2)　全体の総括と今後の展望

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

関心の所在

これまで当研究所では、組合員の減少・高齢化、水揚量の減少といった漁協の経営環境の悪化への対応の動きとして、販売事業等の各主要事業の自生的変化に着目してきた[(注1)]。漁協の事業総利益の４割ほどを占める販売事業にまず目が向くのは当然のことだが、他の事業にもそれぞれ固有の論点が内在していると考えられる。

本稿ではその一環として特に製氷・貯氷事業を取り上げる。2019年度の水産庁「水産業協同組合統計表」によると、製氷・貯氷事業は事業総利益のなかで4.4％を占めるにすぎないが、①事業利益につき慢性的な赤字部門であること、②漁業生産に不可欠な基礎インフラとして基本的に漁協が担わざるを得ない事業であること、③設備の老朽化の進行といった特徴を有しており、地域的連帯を醸成するという協同組合事業としての意義[(注2)]と経営としての成立・存続の必要性の狭間で事態は硬直化している。すなわち、②という基礎的性質が前提として存在するなか、水揚量の減少等を要因として稼働率が低下することで①が常態化し、時間の経過のなかでさらに③という問題までも成立するに至っているということである。

当座の対応としては、事業管理費削減のための施設統廃合がやはり筆頭に上がる。製氷・貯氷施設の統廃合は、背後機能の一部としてしばしば市場統廃合あるいは漁協合併と一体的なものとして行われる。しかし、今般求められる縮小方向での再編は、組合員にとっては利便性の低下に直結するものであり、その限りで、製氷・貯氷施設の統廃合は合併のきっかけの一つとなると同時にその成立を阻む障害ともなっていると考えられる。

以上のような困難を抱える漁協製氷・貯氷事業につき既存の官公庁の資料等から実態を子細に把握することは困難である。水産庁「水産業協同組合統計表」では、全国の漁協全体としての傾向につき、冷蔵・冷凍事業と合わせた形で損益計算書レベルでの把握が可能となるにすぎない。また先行研究を振り返っても、市場統廃合に付随して触れられることはあるもの[(注3)]の、漁協事業論としてはやはり販売事業が中心であり、製氷・貯氷事業が取り上げられることはほとんどない[(注4)]。しかし、先述のとおり、製氷・貯氷事業は、地域存在としての漁協維持という要求[(注5)]と統廃合による経営合理化の要求の対抗という漁協の組織課題が端的に表れている事業であり、その限りで研究の意義は十分にあると考えられる。

そこで本稿では、漁協経営における製氷・貯氷事業の地位と特徴、漁協系統による課題への対応の経過といった前提となる事実を確認したうえで、製氷・貯氷事業の実施状況、氷の供給能力の状況、統廃合の実施状況（履歴・成果・今後の意向）といった内容につき、20年に全漁協（一県一漁協は支所含む）に対して独自に実施した「漁協アンケート調査」の結果に基づき整理する。特に統廃合を進めていかざるを得ない状況が

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

現実的には継続すると見込まれるなか、統廃合はどのような条件がそろうと実行されるに至るのか、統廃合は事業利益の改善にどの程度寄与しているのか、といった点に接近することで、今後の製氷・貯氷事業の展望を得る手掛かりとしたい。(注6)

(注1) 加瀬・尾中（2017)、加瀬・尾中・常・工藤（2018)、工藤・尾中・加瀬・常（2019)、工藤・常・加瀬・尾中（2020)

(注2) 山本（2002）169～171頁（初出は2001年)。

(注3) 例えばWang（2016)。

(注4) 例えば濱田（2014）は、漁協事業論に関する研究につき、「経済事業に関する研究は多い。ただし、それは販売事業のみといってよい」（165頁)、「販売事業に関連した議論は停滞している。その上、販売事業と表裏一体の購買事業に関しては研究された形跡すら見当たらない」（166頁）と評する。なお農協の共同利用施設再編に関するものとして、尾高（2020）等。

(注5) 廣吉（2001）29頁

(注6) 2020年度漁協アンケート調査全体の内容・結果の詳細については、尾中・亀岡・植田（2021）参照。本稿は、この報告書の内容を基礎としつつ、アンケート分析以外の新たな内容を付加し、論考として新規に再構成したものである。

1　漁協経営における製氷・貯氷事業の地位

アンケート分析に取り組む前の準備作業として、漁協の製氷・貯氷事業において、なぜ施設統廃合が課題となるのか、水産庁「水産業協同組合統計表」の解釈により製氷・貯氷事業の特徴を把握することを通じて改めて確認しておくこととする。(注7)

第１表は、漁協の規模や製氷・冷凍・冷蔵事業に関する値（事業総利益、取扱高等）につき、1994年度の値を基準値＝1.00とし、19年度までの推移を見たものである。また、この間漁協合併が進み、正組合員数も大きく減少した。そのため、事業経営効率の変化も予想されることから、正組合員１名当たりの数値も同様に見た。事業経営効率を確認する目的なら、漁協担当職員１名当たりを見ることも妥当であろう。しかし、①製氷・貯氷事業担当職員は元々数が少なく、以前から１組合当たり１名未満の場合が多いうえ、他事業と兼務しているのが実態としては一般的であり、現実的に正確な数値を把握するのは難しいこと、②他方職員総数では担当職員数の少ない製氷・貯氷事業の実態を適切に反映するとは言い難い面があることから、今回は正組合員１名当たりの数値を参照することとした。(注8)

まず組合総計として、全体の職員数は25年間で0.59まで減少した。そのうち製氷・冷凍・冷蔵事業の職員数は0.44とそれ以上に大きく減少した。無人化・省力化施設の普及がうかがえる。正組合員数の減少はさらに大きく、0.39となった。事業総利益（全体）は、若干の変動を伴いつつ、なだらかに継続的に減少し、19年度には0.70となった。90年代後半から00年代前半の低落に比べると、それ以後の減少幅は小さい。製氷・冷凍・冷蔵事業のみの事業総利益は、01年度までは基準年より高い年もあったが、その後はほぼ一貫して減少し19年度には0.47となっており、近年は全体より減少幅が大きい。また、事業総利益中に製氷・冷凍・冷蔵事業が占める割合は、もともと６～７％台と大きくはなかったものの、近年は４％台へと低下している（表外)。漁協が行う事

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　製氷・冷凍・冷蔵事業の事業総利益、取扱高等の推移

（単位　94年＝1.00）

		94年度	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06
組合合計	職員数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.91	0.88	0.87	0.83	0.81	0.80	0.76	0.73	0.74
	製氷・冷凍・冷蔵	1.00	0.95	0.89	0.91	0.87	0.87	0.80	0.77	0.75	0.74	0.66	0.63	0.68
	正組合員数	1.00	0.98	0.96	0.93	0.91	0.88	0.85	0.82	0.80	0.78	0.75	0.72	0.71
	事業総利益	1.00	0.99	0.98	1.01	0.96	0.94	0.89	0.87	0.82	0.79	0.79	0.76	0.81
	製氷・冷凍・冷蔵	1.00	0.98	1.10	1.10	1.03	1.00	0.97	1.01	0.94	0.93	0.93	0.88	0.89
	製氷・冷凍・冷蔵取扱高	1.00	1.02	0.97	0.94	0.88	0.81	1.04	1.00	0.95	1.04	0.99	0.97	1.00
	取扱高事業総利益率(%)	13.3	12.7	15.0	15.4	15.5	16.4	12.3	13.4	13.1	11.8	12.4	12.0	11.8
正組合員1名当たり	事業総利益	1.00	1.01	1.02	1.08	1.06	1.07	1.05	1.05	1.02	1.02	1.05	1.06	1.14
	製氷・冷凍・冷蔵	1.00	1.00	1.15	1.18	1.13	1.14	1.14	1.22	1.17	1.19	1.23	1.22	1.26

		07年度	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
組合合計	職員数	0.73	0.70	0.70	0.70	0.67	0.66	0.64	0.64	0.62	0.62	0.61	0.60	0.59
	製氷・冷凍・冷蔵	0.65	0.62	0.61	0.57	0.54	0.53	0.50	0.48	0.46	0.46	0.46	0.45	0.44
	正組合員数	0.68	0.64	0.59	0.55	0.53	0.52	0.48	0.46	0.45	0.43	0.42	0.40	0.39
	事業総利益	0.84	0.82	0.76	0.76	0.71	0.72	0.77	0.80	0.82	0.80	0.78	0.75	0.70
	製氷・冷凍・冷蔵	0.86	0.86	0.79	0.71	0.68	0.60	0.69	0.67	0.69	0.67	0.53	0.47	0.47
	製氷・冷凍・冷蔵取扱高	0.83	0.47	0.63	0.72	0.71	0.63	1.00	0.90	0.85	0.89	0.95	0.88	0.84
	取扱高事業総利益率(%)	13.7	24.4	16.5	13.2	12.8	12.6	9.1	9.8	10.7	10.0	7.4	7.1	7.4
正組合員1名当たり	事業総利益	1.23	1.28	1.30	1.37	1.33	1.39	1.59	1.74	1.84	1.86	1.87	1.86	1.81
	製氷・冷凍・冷蔵	1.25	1.35	1.35	1.29	1.29	1.15	1.42	1.45	1.53	1.55	1.28	1.17	1.22

資料　水産庁「水産業協同組合統計表」

業としての製氷・冷凍・冷蔵事業の地位低下が見られる。事業総利益よりも減少幅は小さいが、取扱高も同様に減少傾向にあり、19年度には0.84となった。事業総利益と合わせて事業規模の縮小がうかがえる。

取扱高事業総利益率は、一般の売上高総利益率に相当するものである(注9)。製氷・冷凍・冷蔵事業の取扱高事業総利益率は、09年度までは基準年の値である13.3％を上回る年もあったが、その後低落し、17年度以降は７％台となっている。これは事業総利益の減少の程度のほうが取扱高の減少の程度より大きかったためである。すなわち、水揚量の継続的減少に伴い取扱高が減少する一方で、製氷・貯氷（あるいは冷凍・冷蔵）施設という施設にかかる費用（ランニングコスト等）＝事業管理費は減少させにくいため、コスト比率が増し、ゆえに取扱高が減少するとそれ以上に事業総利益および事業利益が減少したということであると考えられる(注10)。

正組合員１名当たりの数値からは、製氷・貯氷事業のまた別の特徴を読み取ることができる。正組合員１名当たり事業総利益（全体）は、特に06年度以後、基準年より明確に上昇する傾向を示しているが、これは正組合員数の減少の程度が事業総利益の減少の程度より大きかったからである。一方製

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

氷・冷凍・冷蔵事業については、09年度まではおおむね全体より上昇幅が大きかったが、10年度以降は逆転している。つまり、製氷・貯氷事業は、事業経営効率の改善という点では全体に比べると早く改善効果を発現したが、現在は伸び悩んでいるということである。

製氷・貯氷事業の特徴として、水揚量に影響されやすく、施設型の事業であるために水揚量の減少に見合った形で費用を低減させにくい高コスト構造を抱えているという点が挙げられる。他の事業であれば、担当職員数を減らすという対応があり得るが、製氷・貯氷事業に関しては既に担当職員数は１組合１名以下にまで減ってきており、その方向での追加の対処は難しい。したがって事業収支の改善のためには、職員削減ではなく、施設自体の統廃合に向かわざるを得ない。また、漁協合併との関係で言えば、施設統廃合を伴う漁協合併は、専ら役員や職員の圧縮として行われるタイプの漁協合併よりも組合員の事業利用により直結するものであるため、内容としては踏み込んだ対処を実質的に要請するものであり、その意味で合併の内容としては難易度が高いものとなりがちである。漁協経営改善のための製氷・貯氷施設統廃合は、漁協合併のきっかけとなると同時にその障害にもなる難題であると言えるだろう。

(注７)「水産業協同組合統計表」では、製氷・貯氷事業は、取扱高以外は冷凍・冷蔵事業と区別されずに、「製氷・冷凍・冷蔵事業」として一体的に扱われている。したがって、「水産業協同組合統計表」を用いても本稿が主題とする製氷・貯氷事業についての正確な分析とはならないが、①製氷・貯氷事業、冷凍・冷蔵事業とも施設型の事業として課題を共有していると考えられること、②アンケート分析とは異なり、漁協経営全体における個別部門としての地位を確認するのに有効であること、といった理由から、アンケート分析を補助する意図で同統計表に基づく分析を挿入する。

(注８) 分析にあたっては、馬場（2004）21～24頁を参照した。

(注９) 尾高（2008）55頁

(注10)「水産業協同組合統計表」には、漁協全体だけではなく製氷・冷凍・冷蔵事業含む個別の各事業についても事業総利益・事業利益・事業管理費が掲載されている。しかし、それらの値の関係は個別事業ごとに完結したものとはなっておらず、さらに事業利益と事業管理費は時系列で扱うことができるものとはなっていない。したがって、「水産業協同組合統計表」に掲載されている製氷・冷凍・冷蔵事業に関する値については、事業総利益の値のみ参照し、事業利益と事業管理費の値については直接は参照していない。

2　漁協系統による対応の経過

(1)　着眼と方法

前節で確認したとおり、製氷・貯氷事業の特徴は、水揚量に影響されやすく、施設型の高コスト構造を備えているという点にある。この点につき、漁協系統自身はどのような対応を図ってきたか。98年以降のJF全国代表者集会における「運動方針」を手掛かりに追うこととする。ここで98年以降としたのは、98年は「自立漁協」構築という大方針に基づく漁協系統運動が開始した時期として画期であると考えられるからである。ただし、運動方針において漁協事業の課題として製氷・貯氷事業が個別に取り上げられているわけではない。製氷・貯氷施設の統廃合は、事業として一体性がある産地市場統廃合に含まれる形で議論されて

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

きた。確かに、製氷・貯氷事業は、生産・流通を支える販売事業と一体的な事業であり、実態としても、製氷・貯氷施設は漁港背後機能を構成するものとして産地市場との一体性が強い。また、施設利用型の事業として課題を共有している。そこで、運動方針中の特に産地市場を巡る議論の経過に注目する。

(2) 零細・分散立地構造の成立

統廃合に取り組まざるを得ない漁協製氷・貯氷施設の課題は、零細・分散立地状態という点にあると言うこともできるだろう[(注11)]。このような構造はいかにして成立したか。戦後の漁業生産力の増強が急がれた時期に、漁獲物の鮮度保持にとって不可欠の資材である氷の供給体制整備が急務となり、製氷・貯氷施設の建設・運営は沿岸漁協の重要な責務と位置づけられた。そしてこの間、多くの漁協が製氷・貯氷施設を保有するに至ったが、漁協単位で整備が進んだため、その性能と立地において、零細・分散という性質を必然的に帯びることとなった。漁業生産の伸長とともに発展し、また専ら漁業生産の支援を目的として展開してきた漁協による製氷・貯氷事業は、結果として地域漁業の後退や水揚量減少といった漁業不振に連動しやすいものとなったと考えられる。

(3) JFグループの運動方針における市場統廃合を巡る議論の経過

98年運動方針「'99〜'01年度漁協の運動方針」は、前年の「漁協系統事業・組織改革のための指針」(全漁連通常総会特別決議)およびこれに連動した「実践５ヶ年計画・10年後構想」と一体的なものとして、いわゆる「自立漁協」の構築を目標として掲げた。自立漁協とは、①組織維持にかかるコストの削減、事業機能の充実による組合員の負託に応えられる事業展開、②事業の複雑化・高度化に対応した業務執行体制の確立、③安定的な事業利益の確保と財務内容の健全化を実現した漁協とされた[(注12)]。先の「実践５ヶ年計画・10年後構想」において、97年度末の漁協数1,896を５年後に687、10年後に193と計画されたことと合わせると、この193漁協が自立漁協としてイメージされたものと考えられる。つまり、これまで以上に漁協合併を急ぐという危機意識が強く前面に出たということである。また98年には、延長を繰り返してきた漁協合併助成法が漁協合併促進法への名称変更を伴う大幅な改正を経過した。この背景には、水揚げ減少による漁協経営の悪化(事業利益のマイナス化)があったことは確認するまでもない[(注13)]。98年運動方針では、市場統廃合については、漁協合併と一体的なものとして位置づけられた。この自立漁協体制構築を主眼とする運動方針は、当然に合併を前提とするものとして構想され、したがって市場統廃合も合併に伴う具体的変化として念頭に置かれていたと言える。

02年運動方針「JFグループの事業・組織・経営改革に向けた運動方針」は、先の合併構想の実現を引き続き目標とした。産地市

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

場に関しては、５年以内での20億円以上の「拠点市場」への整備という数値を伴う目標を掲げており、以前より具体性が高まった感がある。コスト削減に関しても同様に、30％の管理費削減が具体的目標として提示されており、その手段である事業管理費の圧縮は、いずれも各種施設統廃合とそれに伴う人件費圧縮によって達成するものとされた。産地市場と関連施設の統廃合は、やはり漁協合併が成立した事後の成果として基本的にイメージされていた。

05年運動方針「JFグループの事業・組織・経営改革に向けた新運動方針」は、02年運動方針の目標が未達であることを確認しつつ、07年度末までの漁協合併促進法の期限切れを目前にして、合併の早期実現、構想の完遂を目標として重視するものだった。したがって、これまでの運動方針の継続的な取組みを基本線とするが、市場統廃合については販売事業改革というより本質的な目線から論じられた。すなわち、流通の広域化と川下主導の価格形成が進み、産地市場での価格形成力が低下するなかで、漁協としては流通の広域化を実現する拠点市場づくりが必要だと説かれた。これは、出荷経費削減と価格形成力の向上はもちろんのこと、市場の物流機能の強化を企図したものでもあり、その分枝である保管機能の一内容である製氷・貯氷についても、強化、すなわち統廃合の方針が確認された。

09年運動方針「JFグループ組織・経営・事業戦略（2010～2014年度）」からは、漁協合併促進法が期限切れとなり、法の裏付けを伴わない形で合併が推進されることとなった。漁協系統の自主的な運動としての色彩が強まったと捉えることもできるだろう。このように継続的な取組みであることが確認されつつ、合併計画の一部見直し、要改善JF対策の登場、「産地市場活性化プラン」の策定、将来的な組合員の減少等のシミュレーションに基づく「県域アクションプラン」といった新しい手法が提起された点は注目される。

この運動方針の取組みをさらに前進させるため、13年には「『JFグループの販売事業改革にかかる取組方針』（中間とりまとめ案）について」が示され、05年、09年運動方針の柱である販売事業改革をより推し進めた。この取組方針のポイントは、漁協自身による施設の運営状況の「点検」により、自主的に市場統廃合・再編整備計画を提起し、その内容を都道府県による卸売市場整備計画に反映させるという姿勢を打ち出した点である。この自主的な点検の強調は、「市場・共販所・荷捌所を運営する多くのJFは再編取組には消極的である。利便性を重視し、現状維持を望む漁業者の声もあり漁協合併を契機とした市場・共販所・荷捌所の再編の取組にも限界があり、整備計画や再編整備計画は遅々として進んでいない」と取組方針が示す危機意識に基づく新たな打ち手でもあった。

14年運動方針「『水産日本』の復活に向けて」は、やはり市場統廃合による産地市場の拠点化という同様の枠組みを自主的な運動として継続するものであった。新しい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

要素として注目されるのは、この時期に開始された浜プランの活用が企図されたことである(注14)。すなわち、浜プラン＝所得向上のためのアクションは、合併推進（「健全化」による組織再編と表現される）の状況づくりの役割を担うものとされたということである。また、先の点検の結果を浜プランに反映させることも提案された。

直近の19年運動方針「水産業の成長産業化に向けた改革の実践」は、引き続き浜プランとの連携も含みつつ、産地市場統廃合等の販売事業改革を継続すると同時に、特に組合員数や職員数の少ない小規模漁協においては、事業量等が少ないことから事業利益を出すことが難しいため経営状況が相対的に厳しいことを示し、広域合併等の組織再編を推進すると説いている。

(4)　小括

この間漁協合併は進み、98年度末の1,865から19年度末の937へとほぼ半減した。この減少幅は大きく、多くの県域で一県一漁協が設立されたが、98年当時の目標にはなお遠い。単協開設の産地市場数も、98年の794から18年の603へと減少したが、漁協合併よりペースは鈍い。この間、漁協合併と産地市場統廃合という課題が一貫して維持され、より具体的な方策によって対処されるよう施策が企画されてきたことは、漁協合併と産地市場統廃合の成果が、全国的に見れば漁協経営を自立的なものとするほどのものにはなりきれておらず、なお限定的なものにとどまっているということを意味していると考えられる。

また、漁協系統による対応の特徴として、自立漁協の構築という目標が先行していたこともあり、製氷・貯氷施設の統廃合を内容に含む産地市場統廃合は、漁協合併に付随したものとして観念されてきたという点が挙げられる。しかし、施設統廃合は、必ずしも漁協合併を前提としなくとも、複数漁協間の連携という形で実現することも可能である。特に広域浜プランは、そのような動きを後押しするものと素直に捉えることができる。地域の条件次第では、自己完結型の運営にこだわらないやり方が模索されてもよいのではないだろうか。

(注11) 以下本項につき、全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971）253～254頁（浜崎礼三執筆箇所）参照。
(注12)「漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律の施行について」（平成10年５月18日10水漁第1674号農林水産事務次官通知）
(注13) 漁協の事業利益は、90年代前半以後近年までマイナスで推移した。
(注14) 浜プランに関しては、亀岡（2017）参照。

3　アンケート結果の分析

(1)　製氷・貯氷事業の実施状況

a　概況

まず、製氷・貯氷事業の実施の有無について全国的な状況を確認する。製氷・貯氷事業を実施している漁協は、回答593組合中376組合（63.4％）であった。水産庁「水産業協同組合統計表」（19年度）によると、製氷事業を実施している漁協は53.9％（調査組合数922に対して、実施組合数は497）となっており、今回のアンケート結果と10ポイン

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

トほどの開きがあるが、過半の漁協が行っている事業であることに変わりはない。

次に、ここ５年間の製氷・貯氷事業の事業利益の動向について見ると、黒字傾向が357組合中94組合（26.3％）、収支均衡が112組合（31.4％）、赤字傾向が148組合（41.5％）となっており、赤字傾向の組合が最も多いことがわかる。同様に多くの漁協が実施している事業である販売事業が、漁協の事業利益を支える事業となっているのとは対照的である。

第1図　利用・所有している製氷・貯氷施設数

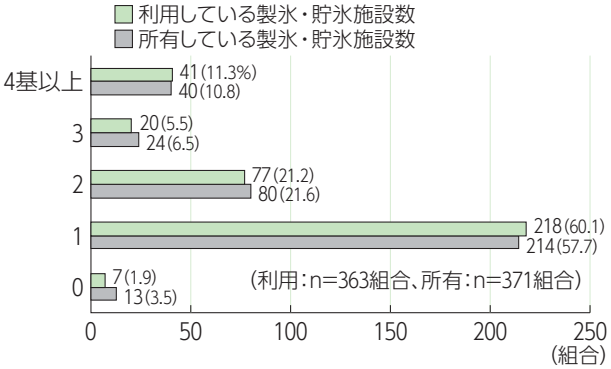

資料　尾中・亀岡・植田(2021)

b　実施規模

次に、製氷・貯氷事業に供される製氷・貯氷施設につき、漁協による利用・所有数を見たい。なお、ここで言う利用数とは所有権の有無にかかわらず実際に利用している施設数のことであり、所有数とは漁協自身が所有権を有している施設数のことである。１基のみの利用・所有と回答している漁協が最も多く（利用60.1％、所有57.7％）、ほかはそれぞれ、２基（利用21.2％、所有21.6％）、３基（利用5.5％、所有6.5％）、４基以上（利用11.3％、所有10.8％）という結果であった（第１図）。４基以上利用・所有している漁協は、合併を経験している規模の大きい漁協であると考えられる。また、製氷・貯氷事業を実施しているにもかかわらず、利用・所有が０基の漁協が若干数見られる。これについては、所有に関しては地元自治体等の漁協以外の主体が所有権を有している場合があるためである。また、利用に関しては氷の自家製造は行わず外部からの仕入れのみ行っているが、これを製氷・貯氷事業の実施ありとしている漁協が存在するためである。全体的に利用数と所有数には大きな差はないが、差がある漁協については、これらの利用と所有が０基の場合の理由が部分的に妥当しているほか、例えば休眠施設を有しているといった事情がある模様である。

事業利益の動向と所有施設数の間には何か特徴的な関係は見られるか。この点をまとめたのが第２表である（事業利益の動向についてはここ５年間の動向、以下同じ）。回答漁協353中200は所有基数１基のみの漁協なので回答数に偏りが見られるところだが、アンケート結果の限りでは、事業利益の傾向は所有施設数によって大きく左右される傾向にはなく、所有基数に関係なく赤字傾向の漁協が多いと言える。

続いて第３表は、直近３か年の氷取扱高等につき、得られた回答全体の平均値をまとめたものである。全国一本で見た場合の特徴として、①氷取扱高は24百万円前後でここ３年は安定していること、②氷につい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ては自家製造が主であり、他漁協や専門業者といった外部からの仕入れはその５～７分の１程度の金額・量であること、③単価は、自家製造も外部からの仕入れも約１万円／トンでおおむね安定していること、等が指摘できる。いずれの項目についても、３年間のなかでの変動は小さい。①については「水産業協同組合統計表」に基づく第１表が示す傾向とやや異なる結果となっている。その理由は不明であるが、当調査は冷凍・冷蔵事業を含まず氷のみの計数であることが影響しているのかもしれない。なお19年度において、22.6％の漁協（598漁協中135漁協）が、少量でも外部から氷を仕入れていた。

続いて事業利益の動向と氷取扱高の関係を見てみたい。第４表によると、氷取扱高が「30百万円以上」になると、黒字傾向の組合が増え、赤字傾向の組合が少なくなる傾向が見て取れる。他方で、それ以下の階層間でははっきりした差は現れていない。

c　施設の築年数

施設統廃合は老朽化を契機として行われる場合が少なくない（後述）。経過築年数順に見ると、回答367組合中、「10年未満」が103組合（28.1％）、

第2表　事業利益の動向と所有施設数の関係

（単位　上段：組合、下段：％）

		合計	ここ5年間の製氷・貯氷事業の事業利益の動向			
			黒字傾向	収支均衡	赤字傾向	その他
全体		353 100.0	94 26.6	111 31.4	145 41.1	3 0.8
所有している製氷・貯氷施設数	0	13 100.0	3 23.1	5 38.5	5 38.5	- -
	1	200 100.0	54 27.0	66 33.0	80 40.0	- -
	2	78 100.0	18 23.1	26 33.3	33 42.3	1 1.3
	3	23 100.0	7 30.4	7 30.4	8 34.8	1 4.3
	4基以上	39 100.0	12 30.8	7 17.9	19 48.7	1 2.6

資料　第1図に同じ

第3表　直近3か年の氷取扱高等の平均値

（単位　百万円、トン、万円／トン）

			17年度	18	19
氷取扱高			23.9	24.7	23.3
	自家製造	金額 量 単価	19.9 2,149 0.92	21.2 2,242 0.95	19.9 2,063 0.96
	外部からの仕入れ	金額 量 単価	3.7 334 1.10	3.1 317 0.99	3.0 305 0.99

資料　第1図に同じ

第4表　事業利益の動向と2019年度氷取扱高の関係

（単位　上段：組合、下段：％）

		合計	ここ5年間の製氷・貯氷事業の事業利益の動向			
			黒字傾向	収支均衡	赤字傾向	その他
全体		208 100.0	61 29.3	62 29.8	85 40.9	- -
19年度氷取扱高	2.5百万円未満	40 100.0	9 22.5	13 32.5	18 45.0	- -
	2.5～5	37 100.0	10 27.0	14 37.8	13 35.1	- -
	5～10	31 100.0	8 25.8	8 25.8	15 48.4	- -
	10～20	30 100.0	10 33.3	7 23.3	13 43.3	- -
	20～30	31 100.0	7 22.6	8 25.8	16 51.6	- -
	30百万円以上	39 100.0	17 43.6	12 30.8	10 25.6	- -

資料　第1図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

「10年以上20年未満」が66組合（18.0％）、「20年以上30年未満」が99組合（27.0％）、「30年以上40年未満」が60組合（16.3％）、「40年以上」が39組合（10.6％）という結果であった。10年未満と築年数の浅い施設を基幹的な施設とする漁協が最も多いが、30年以上経過している施設を有している漁協も多い。老朽化の進行を理由として統廃合に取り組まざるを得ない状況に置かれる漁協は、今後も続発することになると考えられる。

先の所有施設数等の場合と同様に、事業利益の動向と施設の築年数の関係に目を向けてみたい。第５表によると、赤字傾向の場合が多い少ないといった事業利益の動向は、築年数の類型ごとにまちまちであり、築年数の経過がある一定の傾向をなす原因とはなっていない。例えば、築年数が10年未満と浅い組合において赤字傾向が多いことの解釈としては、耐用年数期間内であること（施設の構造により異なるが、税務上の耐用年数としては最低でも20年以上の年数が設定されている）等が理由として想像されるが、築年数の経過以上に漁協ごとの個別性のほうが事業利益に対してより強く影響を与えていると解釈するほうが適切であるように思われる。

(2)　氷の供給能力の状況

a　氷の供給能力

利用している製氷・貯氷施設の供給能力と現地の水揚量との間にギャップはあるか。例えば、過剰装備の方向でギャップがあるならば、維持費過多となり、製氷・貯氷事業の事業利益に悪影響が生じることが予想される。

事業実施漁協のうち、盛漁期の供給能力と管内の水揚量の関係について、「不十分である」との回答は回答374組合中103組合（27.5％）、「十分である」との回答は255組合（68.2％）、「過剰装備気味である」との回答は16組合（4.3％）であった。全国的に見ると、設備の供給能力は水揚量に対して十分確保できている漁協が多いことがわかる。過去の状況に関するデータがないため確実なことは言えないが、水揚量の減少の結果として供給能力に余裕が生じるようになった漁協がある程度含まれている可能性がある。そうであるならば、

第5表　事業利益の動向と施設の築年数の関係

（単位　上段：組合、下段：％）

		合計	ここ5年間の製氷・貯氷事業の事業利益の動向			
			黒字傾向	収支均衡	赤字傾向	その他
全体		351 100.0	93 26.5	111 31.6	145 41.3	2 0.6
製氷・貯氷施設の築年数	10年未満	95 100.0	27 28.4	25 26.3	43 45.3	- -
	10～20	65 100.0	21 32.3	25 38.5	18 27.7	1 1.5
	20～30	96 100.0	24 25.0	34 35.4	37 38.5	1 1.0
	30～40	57 100.0	11 19.3	15 26.3	31 54.4	- -
	40～50	34 100.0	10 29.4	12 35.3	12 35.3	- -
	50年以上	4 100.0	- -	- -	4 100.0	- -

資料　第1図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

水揚量減少の継続は、「十分である」と回答した漁協を将来的に「過剰装備気味である」に移行させていく要因となるだろう。その限りで、「十分である」との回答について、対処の必要がないことを意味しているものと受け止めるのは誤りであると考えられる。

盛漁期の供給能力と事業利益の動向の間の関係を見たのが第６表である。これによると、事業利益が黒字傾向であると回答している漁協は、供給能力が「不十分である」と回答している割合が高く、逆に赤字傾向と回答している漁協は、「十分である」、「過剰装備気味である」と回答している割合が高いことがわかる。盛漁期の水揚げに自力で対応できるのは利便性の点ではメリットであるが、過剰装備状態に接近するほど事業を赤字に押しやってしまう傾向があるようにも読み取れる。なお、こうした傾向をもたらす要因としては漁協の設備投資と、漁獲の変化（後述の事例を参照）の両面があると推察される。

第6表　事業利益の動向と盛漁期の製氷・貯氷施設の供給能力の関係

（単位　上段：組合、下段：％）

		合計	盛漁期の製氷・貯氷施設の供給能力		
			不十分である	十分である	過剰装備気味である
全体		355 100.0	98 27.6	241 67.9	16 4.5
ここ5年間の製氷・貯氷事業の事業利益の動向	黒字傾向	93 100.0	35 37.6	57 61.3	1 1.1
	収支均衡	112 100.0	34 30.4	75 67.0	3 2.7
	赤字傾向	147 100.0	27 18.4	108 73.5	12 8.2
	その他	3 100.0	2 66.7	1 33.3	- -

資料　第1図に同じ

b　不足時の対応と外部仕入れの経緯

一般的に、各地域において盛漁期は季節的に限られた期間に集中するものであり、この一時的な期間において氷や冷凍冷蔵庫の庫腹に不足が生じる傾向がある。こうして背後地の処理能力を超えると、漁獲物の早急な流通を迫られることになり、生産側は不利な価格での取引を受け入れざるを得ない状況に置かれやすくなる(注15)。しかし、盛漁期の水揚量を基準として設備投資することは、通年で見れば明らかな過剰装備となるため、供給能力の設定は難しい判断を伴うものとなる。そのうえ漁船漁業については水揚量の不安定性は宿命的なものであるため、この判断の難易度はさらに上がることになる。

したがって、盛漁期の不足はある程度甘受し、一時的な不足分は外部調達する回路を確保しておくというのが現実的な対応方向となる。先に供給能力は「不十分である」と回答した漁協に対して、氷が不足した場合の調達先に関して尋ねたところ、氷が不足した場合の調達先は、回答100組合中多い順に「専門業者」（42組合〔42.0％〕）、他の漁協（40組合〔40.0％〕）、水産加工業者・加工組合（８組合〔8.0％〕）となった（複数回答）。地元周辺で調達先となり得る先を各漁協で確保している様子がうかがえる。なお、「その他」（16組合〔16.0％〕）として挙げら

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

れていたのは、魚市場、県漁連、同一漁協の他支所といった先である。また、氷が不足した場合であっても外部からは調達しないとする漁協も14組合（14.0％）と一定数存在している。

関連して、外部から氷を仕入れるようになった経緯（＝盛漁期に不足が生じるようになった理由）に関する回答を整理すると、回答83組合中「水揚量が増加したから」が39組合（47.0％）、「保有施設が破損・老朽化したから」が23組合（27.7％）、「自家製造が採算に合わなくなったから」が９組合（10.8％）、「その他」が27組合（32.5％）となっている（複数回答）。「保有施設が破損・老朽化したから」にまとまった数の回答が寄せられていることからは、施設の老朽化→供給能力低下→不足の発生→外部からの調達というパターンが群として存在していることが読み取れる。また、先の第６表の結果と合わせて考えると、このような供給能力不十分状態で外部仕入れを選択した組合については、事業の収支は良好な傾向にある場合が多いと考えられる。ほかに特徴的なものとして、「夏季に氷が溶けるから」、「真夏日が多くなったため、一時的に氷の使用料が増加した」というように、気温上昇との関係に言及する回答が複数見られた。水揚量の変動等と併せて、夏季の気温上昇も今後の施設利用状況を変動させる要因として無視できないものとなりつつあると言える。

(3)　統廃合の実施状況

a　統廃合の履歴の有無

冒頭で述べたとおり、漁協による製氷・貯氷事業は赤字傾向の漁協が多いため、その解消に向けた何らかの対応がかねてより課題となってきた。コスト削減方向での対処として代表的なのが施設統廃合であり、漁協系統と行政双方が共有している目標でもある。

まず確認されるべきなのは、製氷・貯氷事業を実施している漁協のうち、統廃合の履歴があるのは回答353組合中50組合（14.2％）と全体として少数にとどまっていることである。漁協系統の内部的な目標として長年掲げられながら、その実例はなお少数であることがわかる。このことは同時に、統廃合の余地が相当に残されていることを意味してもいる。

また、以上のとおり統廃合履歴ありと回答した漁協は50と少数だが、その直近の実施時期について見ると、回答48組合中、「１年以内」が２組合（4.2％）、「１年以上３年未満」が14組合（29.2％）、「３年以上５年未満」が10組合（20.8％）、「５年以上10年未満」が６組合（12.5％）、「10年以上15年未満」が６組合（12.5％）、「15年以上30年未満」が６組合（12.5％）、「30年以上」が４組合（8.3％）との結果であり、実施５年未満との回答が54.2％（26組合）と多いことがわかる。これらについては、時期的に浜の活力再生プランおよび浜の活力再生広域プランにひもづいた補助が活用された可能性があり、施設統廃合に対する補助事業の効果を示唆する

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

結果となっていると言える（具体例につき後述）。

b　統廃合のきっかけ・メリット

製氷・貯氷施設の統廃合はなぜ難しいのか。この答えは、実際に統廃合を行った際のきっかけは何であったかという問いへの答えから垣間見えてくるはずである。統廃合のきっかけとして挙げられている事象・理由は、回答の多い順に、「既存施設の破損・老朽化」（24組合〔48.0％〕）、「漁協合併」（16組合〔32.0％〕）、「コスト削減」（15組合〔30.0％〕）、「補助事業が利用できたため」（９組合〔18.0％〕）、「水揚量と施設の能力が合わなくなったから」（６組合〔12.0％〕）、「行政等からの声掛け・指導があったから」（５組合〔10.0％〕）、「新技術を導入するため」（３組合〔6.0％〕）、「市場統合と一体的に行った」（１組合〔2.0％〕）、「その他」（２組合〔4.0％〕）であった（回答50組合中、複数回答）。

まず、統廃合を実施した漁協のうち約半分が「既存施設の破損・老朽化」を理由としていることからは、破損・老朽化という事態に至っていよいよ対処が不可避的になり、その対応のヴァリエーションとして統廃合が選ばれる、という実態が透けて見えてくる。統廃合は積極的に取り組まれるものではなく、そうせざるを得ない状況が生じることで消極的に選択される対応であると言い換えてもよいだろう。

また、統廃合によって実際にどのような成果が得られたか。実際に統廃合を実施した履歴のある漁協が効果として挙げた点は、回答の多い順に、「管理費の削減」（30組合〔62.5％〕）、「人件費の削減」（18組合〔37.5％〕）、「組合員の利用の増加」（13組合〔27.1％〕）、「漁獲物の付加価値向上」（７組合〔14.6％〕）、「組合員の利用料の低下」（６組合〔12.5％〕）、「他組合員の利用の増加」（４組合〔8.3％〕）、「その他」（１組合〔2.1％〕）であった（回答48組合中、複数回答）。認識されるメリットの種類としては、「管理費の削減」や「人件費の削減」といったコスト削減に関係した「守り」の効果を挙げる漁協が多く、付加価値向上や利用の増加といった「攻め」の効果を挙げる漁協は相対的に少ない傾向にある。この効果に関する回答結果を見る限り、製氷・貯氷施設の統廃合は事業を伸長させるという意味での積極的な意義を持たせづらい取組みであると理解することも可能ではないだろうか。

c　事業利益の動向と統廃合の有無の関係

ところで、統廃合は製氷・貯氷事業の事業利益にどのような影響をもたらすのであろうか。事業利益を改善する効果があると言えるのか。事業利益の動向と統廃合の有無の関係を見たのが第７表である。これによると、「統廃合履歴あり」漁協については、事業利益は黒字傾向との回答のほうが赤字傾向との回答よりわずかに多いが（それぞれ33.3％と29.2％）、「統廃合履歴なし」漁協については、黒字傾向26.4％に対して赤字傾向42.7％と赤字傾向が明確に上回っていることがわかる。施設統廃合にはコスト削減等による事業利益改善の効果があると

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第7表　事業利益の動向と統廃合の有無の関係

（単位　上段：組合、下段：%）

		合計	ここ5年間の製氷・貯氷事業の事業利益の動向			
			黒字傾向	収支均衡	赤字傾向	その他
全体		336 100.0	92 27.4	104 31.0	137 40.8	3 0.9
統廃合の有無	統廃合履歴あり	48 100.0	16 33.3	17 35.4	14 29.2	1 2.1
	統廃合履歴なし	288 100.0	76 26.4	87 30.2	123 42.7	2 0.7

資料　第1図に同じ

言えるかどうか、統廃合のほかに必要な条件はあるか、「統廃合履歴あり」の漁協に対する個別調査等を通じて明らかにされるべき点であると考えられる。

第８表は、統廃合履歴ありと回答した漁協のうち、近年の事例をいくつか取り上げ追加のヒアリングを行い、その結果につき、統廃合の内容、理由・きっかけ、効果、事業利益の動向の４点においてまとめたものである。

Ａ漁協の事例は、老朽化した既存施設からの将来的置換えを想定して施設を新設したものである。背景には、老朽化のほかに魚類養殖の生産増があり、供給能力のキャッチアップが必要とされていた。効果としては、供給能力の改善、氷取扱高の増加のほか、既存施設とは異なり根氷ができにくくなり氷のロスが減少したことも挙げられる。取扱高の増加が主因となり、直近の事業利益は黒字となっている。

Ｂ漁協は、既存の２基の施設（製氷能力35トン／１日・貯氷能力100トン、製氷能力30トン／１日・貯氷能力50トン）をいずれも廃止し、製氷能力30トン／１日・貯氷能力90トンの１基を新設することで縮小再編を図った。背景には平成初期まで水揚げが多かった中型イカ釣り漁業がほぼ姿を消したことによる水揚量減少がある。新たに遠隔管理可能な施設となり、管理費の削減が進んだほか、電気料金も低下した。また新設に伴い、隣接他漁協が氷不足となった際は氷供給元として運用するという連携体制も構築されるに至った。

Ｃ漁協は、８基あるうち製氷能力２～３

第8表　製氷・貯氷施設統廃合の事例

	内容	理由・きっかけ	効果等	ここ5年間の事業利益の動向
A漁協	新設（既存施設からの置換えを予定）	老朽化、魚類養殖の生産増	供給能力・効率の改善、取扱高の増加	黒字
B漁協	2基→1基（2基とも廃止したうえでの統合新設）	水揚量の減少	遠隔管理による管理費削減、電気料金の低下、隣接他漁協との連携	収支トントン
C漁協	8基→7基（1基単純廃止）	水揚量の減少	-	赤字
D漁協	新設（旧施設は貯氷機能のみ利用）	盛漁期の氷不足	24時間化による利便性向上、無人化による管理費削減、外部仕入れの解消、利用料低下、員外利用の増加	黒字

資料　ヒアリングに基づき作成

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

トン／１日・貯氷能力10トンの１基を廃止した。背景にあったのはＢ漁協と同様に地元水揚量の減少であり、当地では小型まき網漁業経営体の廃業がきっかけとなった。省力化は既に進んでいたため、廃止による人件費削減効果はなかったという。

Ｄ漁協は、Ａ漁協と同様に老朽化した施設からの置換えを想定した新設の事例であり、現在旧施設については貯氷用としてのみ稼働している。盛漁期の不足への対処を直接の目的としたが、関連して①24時間化による利便性の向上、②無人化による管理費削減、③不足時の外部仕入れの不要化、④組合員の利用料の低下、⑤員外利用の拡大といった変化・効果を地域にもたらしている。

事例によるが、取扱高増あるいは管理費削減による事業利益改善の効果が認められる場合があり、地域の実情に応じた合理的な対応として施設統廃合がなされるなら、その経営上の効果も期待可能であると言えるだろう。また、これらの事例は近年の事例であることもあり、いずれも浜プランあるいは広域浜プランに関連した補助事業を活用して取り組まれたものである。浜プラン作成は実質的に補助利用の形式要件となっているため、浜プランそのものの成果とは言い難い面もあるが、少なくとも浜プランが現場の変化を後押しする一助となったことは確かであろう。一般論として、製氷・貯氷施設の統廃合は公的補助を活用しなければ容易には行い難いものであり、またそうであるがゆえに浜プラン関連のような利用可能な補助事業が登場した際に即応できるよう地域内の課題を整理し、事業利用に関する組合内の合意形成を図っておくことが重要となる。

ｄ　今後の統廃合・改修・新設の計画等

また、今後の統廃合の予定や事業方針について、現場ではどのような検討がなされているのだろうか。今後の統廃合・改修・新設の計画について、回答360組合中265組合（73.6％）が「当面予定なし」と回答しており、「現在検討中である」65組合（18.1％）、「現在計画中である」21組合（5.8％）、「既に着手中である」９組合（2.5％）といった何らかのアクションの可能性を含む選択肢を圧倒している。さらに、将来の事業方針についての回答結果を見ると、回答356組合中、「自営事業として継続」が296組合（83.1％）と大半を占めている（残りは「隣接漁協と共同化」が31組合〔8.7％〕、「事業の廃止」が13組合〔3.7％〕、「その他」が16組合〔4.5％〕）。両者を合わせて考えるなら、事業利益や施設の状態等について課題を抱えている場合も多いが、現状からの状況変化は多くの漁協で予定されていない、という実態が浮かび上がってくる。例えば、小規模漁協で施設所有・利用数が１基のみの場合、組合員の利便性のために事業を廃止するわけにはいかないが、かといって統廃合は他漁協との合併を前提としたものとなるためハードルが高い、したがって現実的には現状維持しかないという膠着状態が存在するものと思われる。第９表において、統廃合履歴がな

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

くかつ所有施設数１基という漁協が層として最も厚いことは、このような推察を可能ならしめる状況証拠であると言えよう。

今後の統廃合等の計画や将来の事業方針と足元の事業利益の間には何らかの関係が認められるだろうか。第10表からは、事業の成績が悪いからといって統廃合等が積極的に計画・検討されているわけではなく、逆に黒字であっても一定数の漁協においては計画・検討されている実態があることがわかる。先の結果と合わせて考えると、製氷・貯氷事業の事業利益と関連するがそれを当然に規定するわけではない事象（例えば「既存施設の破損・老朽化」や「漁協合併」）が、統廃合のきっかけとなっていることが改めて確認できる。

さらに関連して、今後の統廃合・改修・新設の計画と統廃合の有無の関係を見てみたい。第11表からは、割合として見ると、「統廃合履歴あり」とする漁協のほうが、「統廃合履歴なし」とする漁協よりも積極的に将来の統廃合等を検討している傾向にあることがわかる。つまり、一度統廃合の履歴を有する漁協は、追加の統廃合を積極的に検討している場合があるということである。

第9表　所有している製氷・貯氷施設数と統廃合の有無の関係

（単位　上段：組合、下段：%）

		所有している製氷・貯氷施設数					
		合計	0	1	2	3	4基以上
全体		348 100.0	12 3.4	199 57.2	74 21.3	23 6.6	40 11.5
統廃合の有無	統廃合履歴あり	50 100.0	3 6.0	19 38.0	8 16.0	4 8.0	16 32.0
	統廃合履歴なし	298 100.0	9 3.0	180 60.4	66 22.1	19 6.4	24 8.1

資料　第1図に同じ

第10表　今後の統廃合・改修・新設の計画と事業利益の動向の関係

（単位　上段：組合、下段：%）

		今後の統廃合・改修・新設の計画				
		合計	既に着手中である	現在計画中である	現在検討中である	当面予定なし
全体		341 100.0	9 2.6	20 5.9	61 17.9	251 73.6
ここ5年間の製氷・貯氷事業の事業利益の動向	黒字傾向	91 100.0	3 3.3	7 7.7	17 18.7	64 70.3
	収支均衡	107 100.0	1 0.9	7 6.5	15 14.0	84 78.5
	赤字傾向	140 100.0	5 3.6	6 4.3	28 20.0	101 72.1
	その他	3 100.0	- -	- -	1 33.3	2 66.7

資料　第1図に同じ

第11表　今後の統廃合・改修・新設の計画と統廃合の有無の関係

（単位　上段：組合、下段：%）

		今後の統廃合・改修・新設の計画				
		合計	既に着手中である	現在計画中である	現在検討中である	当面予定なし
全体		341 100.0	9 2.6	21 6.2	60 17.6	251 73.6
統廃合の有無	統廃合履歴あり	49 100.0	2 4.1	3 6.1	15 30.6	29 59.2
	統廃合履歴なし	292 100.0	7 2.4	18 6.2	45 15.4	222 76.0

資料　第1図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

(注15) 具体例につき、亀岡（2018b）106頁参照。

おわりに

(1)　アンケート結果の小括

分析と考察を終えるにあたって、まず本論であるアンケート結果について要点を確認しておきたい。

第一に、製氷・貯氷事業の実施状況に関しては、以下の点が明らかとなった。

①製氷・貯氷事業は過半の漁協が行っている事業であるが、事業利益については約４割の漁協が赤字傾向であり、統廃合等の対応が必要な状況が全国的に見られる。

②施設所有基数については、小規模漁協が多いことを反映して、１基のみ利用・所有の漁協が多い。

③氷取扱高は、平均すると24百万円前後となり、自家製造が主となっている。

④事業の実施規模と事業利益の関係として、氷取扱高30百万円以上になると黒字傾向の漁協が多くなる傾向がある。

⑤施設の築年数10年未満と築年数の浅い施設を基幹的な施設とする漁協が最も多いが、30年以上経過している施設を有している漁協も多い。また、事業利益の動向は、施設の築年数によって左右されているとは言えない。

第二に、氷の供給能力に関しては、以下の点が明らかとなった。

①事業実施漁協のうち、盛漁期の供給能力と管内の水揚量の関係について「十分である」と回答する漁協が最も多く（68.2％）、全国的に見ると、設備の供給能力は水揚量に対して十分確保できている。

②他方で、事業利益が黒字傾向であると回答している漁協は供給能力が「不十分である」と回答している割合が高く、逆に赤字傾向と回答している漁協は「十分である」、「過剰装備気味である」と回答している割合が高くなっている。地域漁業が必要とする供給能力と漁協事業としての経営面のバランスが課題となっている。

③盛漁期に生じる一時的な氷不足に対しては、専門業者や他の漁協からの調達によって対処する漁協が多い。外部調達を開始した理由としては、多い順に、「水揚量が増加したから」、「保有施設が破損・老朽化したから」、「自家製造が採算に合わなくなったから」といった理由が挙げられた。

第三に、施設統廃合に関しては、以下の点が明らかとなった。

①統廃合の履歴がある漁協は、14.2％となお少数である。

②実施済みの統廃合については、ここ５年以内に行われたケースが多い。

③統廃合を実施した理由として、約半数の漁協が「既存施設の破損・老朽化」を挙げている。また、統廃合の実施のメリットとしては、コスト削減に関係した「守り」の効果を挙げる漁協が多い。統廃合は積極的に取り組まれるも

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

のではなく、そうせざるを得ない状況に直面することで消極的に選択される対応であると考えられる。

④統廃合の履歴のある漁協の製氷・貯氷事業の事業利益は、履歴なしの漁協よりいくらか良好な傾向にある。

⑤事業利益や施設の状態等について課題を抱えている漁協は多いが、一方で現状からの状況変化を予定している漁協は少ない。小規模漁協の場合、統廃合は漁協合併を前提とするものとならざるを得ないため、事業改善のハードルが高くなってしまう場合がある。

⑥関連して、事業の成績が悪いからといって統廃合等が積極的に計画・検討されているわけではない。逆に、事業利益が黒字の漁協であっても、しばしば統廃合を計画・検討している。統廃合履歴のある漁協が追加の統廃合を計画・検討している場合も複数存在する。

「統廃合はどのような条件がそろうと実行されるに至るのか、統廃合は事業利益の改善にどの程度寄与しているのか」という統廃合に関連した本稿冒頭の問いに対しては、上記第三の結果が回答となる。

(2)　全体の総括と今後の展望

第１節で確認したとおり、製氷・貯氷事業は、①事業利益の赤字を基調とする、②水揚量に影響を受けやすく、施設利用型の事業であるために、水揚量と取扱高の減少に見合った形で費用を低減させにくい高コスト構造を内包している、③既に担当職員数は相当に減少しており、他事業で実施される人員削減による事業の改善は困難である、といった性格を備えている。そうであるがゆえに施設統廃合が必要とされてきたわけであり、第２節で確認したとおり、漁協系統自身も、「自立漁協」確立に向けて、漁協合併と一体的なものとして施設統廃合を自覚的に推進してきた経過がある。

しかし、本アンケート結果によると（第３節）、履歴ありの漁協はなお少数であり、実施理由は「既存施設の破損・老朽化」を理由とした消極的なものが多い。特に多数を占める施設所有・利用数が１基のみの小規模漁協においては、組合員の利便性のために事業を廃止するわけにはいかないことから、赤字のまま現状維持を選択せざるを得ない場合が多い。また、水揚量の減少傾向での変動のなか、統廃合は必ずしも事業利益の改善に直結するとは将来的に言い切れない実態もある。

こういった地域存在としての漁協の存立実態を考慮するなら、対応策として、複数地域間での氷供給網の構築や、外部条件次第だが専門業者等からの氷購入への転換といった方法も十分検討されてよいと考えられる。現に、本アンケート結果としても、不足時に他漁協や専門業者から仕入れるとの回答は多かった。また、本稿では触れなかったが、茨城県北部や石川県漁協の先行事例は、こういった方向での対応の可能性を示している(注16)。結果として漁協合併に向けた条件形成として機能する可能性もある。さらに、このような漁協間関係はかつて多

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

く存在した地区連合組織の存在を想起させる部分があり、また農協論におけるネットワーク型農協論と共振する部分があるとも言えるかもしれない(注17)。いずれにせよ、これらは「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の有効活用が期待される局面でもあり、将来不安に起因する面が大きいと考えられる現状維持状態を克服し、かつ、地域的連帯と経営合理化を矛盾しない形で両立するための方策が、政策設計、現場での適応の双方の次元において引き続き求められている。

(注16) 亀岡（2018a、2018c）
(注17) 両角（2019）

＜参考文献＞

- 尾高恵美（2008）「農協における農業関連事業損益の現状と課題」『農林金融』４月号、53～59頁 https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0804jo1.pdf
- 尾高恵美（2020）「JA共同選果場の集約による稼働状況の改善」農林中金総合研究所編著『地域農業の持続的発展とJA営農経済事業』全国共同出版、71～81頁
- 尾中謙治・亀岡鉱平・植田展大（2021）『2020年度漁協アンケート調査結果』総研レポート2021基礎研No. 2 https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr211118.pdf
- 加瀬和俊・尾中謙治（2017）『漁協自営漁業の実態に関する調査』総研レポート28基礎研No. 3 https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20170403.pdf
- 加瀬和俊・尾中謙治・常清秀・工藤貴史（2018）『漁協自営漁業の実態と可能性に関する調査』総研レポート29農金No. 1 https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20180410.pdf
- 亀岡鉱平（2017）「浜の活力再生プランの取組状況と地域漁業振興の課題」『農林金融』５月号、２～19頁 https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1705re1.pdf
- 亀岡鉱平（2018a）「流通販売網と氷供給網の広域的集約化──石川県広域浜プラン──」『農中総研 調査と情報』web誌、１月号、26～27頁 https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1801re11.pdf
- 亀岡鉱平（2018b）「豊浜地区」水産物安定供給推進機構『平成29年度漁業経営等安定水産物供給平準化事業関係調査事業「多獲性大衆魚の中核的産地における機能の動向と現状把握」報告書』89～122頁 https://www.fishfund.or.jp/data/pdf/H29reportheijyun.pdf
- 亀岡鉱平（2018c）「浜の活力再生広域プランの取組状況と地域間連携の実質」『農林金融』８月号、34～51頁 https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1808re3.pdf
- 工藤貴史・尾中謙治・加瀬和俊・常清秀（2019）『漁協における買取販売に関する実態調査』総研レポート30農金No. 9 https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20190322-1.pdf
- 工藤貴史・常清秀・加瀬和俊・尾中謙治（2020）『漁協における加工事業の実態調査』総研レポート2019基礎研No. 3 https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20200401.pdf
- 全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971）『水産業協同組合制度史第３巻』水産庁
- 馬場治（2004）「漁協経営の内実と組織再編」『漁業経済研究』49巻２号、９～33頁
- 濱田武士（2014）「漁業協同組合研究」堀越芳昭・JC総研編『協同組合研究の成果と課題──1980－2012──』家の光協会、155～180頁
- 廣吉勝治（2000）「漁協事業の改革の方向と展望──事業再編論への一考察──」『月刊漁協経営』38巻11号、４～８頁
- 廣吉勝治（2001）「漁業協同組合事業の基本問題と改革方向」『協同組合研究』20巻３号、26～32頁
- 両角和夫（2019）「農協合併の問題と１県１農協の課題──ネットワーク型農協論の視点から──」『農業研究』32号、205～266頁
- 山本辰義（2002）『漁協はどこへ行く』漁協経営センター
- Wang LiLi（2016）, *The Study of Fishery Cooperative Associations'（FCAs'）Merger and its Business Management*.（東京海洋大学博士論文）

（かめおか　こうへい）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

情勢

組合員の高齢化・後継者確保状況と漁協職員の声

――「2020年度漁協アンケート調査」結果に基づいて――

主任研究員　尾中謙治
主事研究員　亀岡鉱平

はじめに

当研究所による「2020年度漁協アンケート調査」は、全国全ての沿海地区出資漁協を対象として、①製氷・貯氷事業、②異業種企業の漁業参入、③漁協経営の多角化、④大型定置網漁業とのかかわり、という４つのテーマにつき、それぞれ現状・経過・将来展望等を把握する目的で行われた。いずれも、組合員の減少・高齢化が進行するなかで、漁協経営として何らかの対応が求められており、また先進的な対応が見られつつあるテーマであることから調査課題として設定した。各テーマの調査結果および詳細な分析内容については、本号尾中（2022）および亀岡（2022）ならびに尾中・亀岡・植田（2021）を参照いただくこととしたいが、本稿では、これらの各論部分の共通の前提となる組合員の高齢化・後継者確保状況に関する結果につき整理する。また、本アンケート調査では、調査票の最後に「漁業や漁協経営における課題、その他現在ご関心のある事柄等について」として自由記入欄を設け、広く意見を募った。水揚量の減少、新型コロナウイルスの影響といった現下の漁協経営を取り巻く諸事象に対する漁協職員の生の認識の一端が垣間見えるものとなっているため、新しい分析を付加したうえで、内容を要約し、提示することとする。また、全体を通じて、アンケート結果の理解を促すため、アンケート結果以外の情報を部分的に用いた。

1　組合員の高齢化・後継者確保状況

(1)　高齢漁業者とその漁業後継者の現状

今回のアンケート調査は全国の漁協1,138組合・支所（原則として漁協単位とするが、１県１漁協等の大規模漁協の支所・支店を含む。以下アンケート結果に関する部分については「組合」という）に配布し、598組合から回答を得ている（回収率52.5％）。

アンケート対象組合の19年度の１組合当たりの組合員数は295.2人、うち正組合員数137.6人、年間水揚金額（属地）は2,411.3百万円である。ただし、組合ごとの組織や事業規模のバラツキが大きいため、平均値の扱いには留意する必要がある。

正組合員のうち60歳以上の占める割合

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

（単純平均）は64.3％である。主な漁業種類別（組合管内の年間水揚金額〔属地〕のなかで最も多い漁業種類）に見ると、当該割合が最も高いのは「その他（潜水や採介藻漁業など）」（74.8％）、最も低いのは「まき網・船びき網」、「その他養殖」（各58.0％）である（第１表）。60歳以上の占める割合が50％以上と回答している組合は79.8％に上る。

次に、60歳以上の正組合員のうち管内（地区内）に子弟が居住している割合（単純平均）は37.4％である。当該割合を０％と回答している組合は7.6％（38組合）、50％未満と回答している組合は66.1％である（第１図）。

60歳以上の正組合員のうち漁業後継者がいる割合（単純平均）は20.8％で、子弟の居住割合から推測すると、管内に残った子弟の半数強が漁業後継者になっている。当該割合を０％と回答している組合は12.5％（63組合）であり、50％未満と回答している組合は89.9％である（前掲第１図）。

この結果を単純に解釈すると、１組合当たりの正組合員数137.6人のうち88.5人が60歳以上であり、そのうち18.4人に漁業後継者がいることになる。さらに、将来について考えると、60歳以上の正組合員が20年後に全員漁業をリタイアし、その間の新規漁業就業者をゼロと仮定した場合、20年後の正組合員は67.5人、現在のほぼ半分になる。

主な漁業種類別に見ると、漁業後継者がいる割合が最も高いのは「その他養殖」（30.0％）、次いで「魚類養殖」（24.2％）、「まき網・船びき網」（23.4％）である（第２表）。比較的所得の高い漁業種類に後継者がいることがうかがえる。

第１表と第２表（主な漁業種類別の正組合員のうち60歳以上の占める割合と60歳以上の正組合員のうち後継者のいる割合）の関係を見ると、後継者のいる割合が高い漁業種類では60歳以上の割合は低く、その反対も同様の傾向にあることがわかる（第２図）。つまり、比較的所得の高い漁業種類には後継

第1図　60歳以上の正組合員のうち管内に子弟が居住している割合と漁業後継者がいる割合の分布

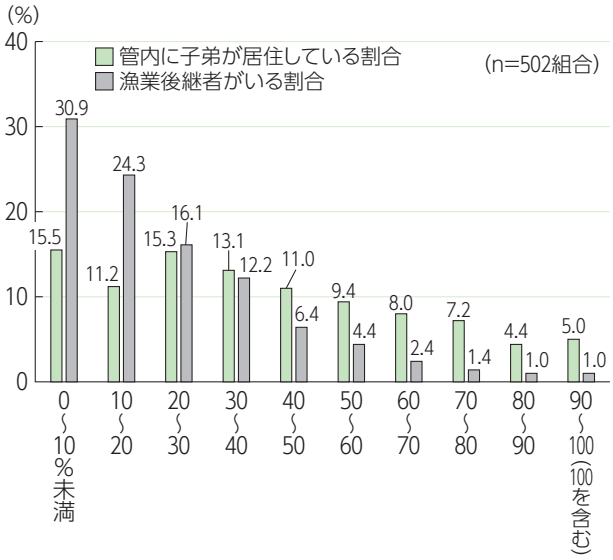

資料　第1表に同じ

第1表　主な漁業種類別の正組合員のうち60歳以上の占める割合（単純平均）

（単位　％）

平均値（562）	64.3
底びき網（57）	63.9
まき網・船びき網（72）	58.0
はえ縄・釣り（86）	68.0
その他漁船漁業（78）	69.5
魚類養殖（34）	62.9
その他養殖（115）	58.0
定置網（75）	66.3
その他（潜水や採介藻漁業など）（27）	74.8

資料　尾中・亀岡・植田（2021）
（注）（　）内は回答組合数。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　主な漁業種類別の60歳以上の正組合員のうち後継者のいる割合（単純平均）

（単位　%）

平均値（502）	20.8
底びき網（54）	19.3
まき網・船びき網（60）	23.4
はえ縄・釣り（78）	15.4
その他漁船漁業（69）	16.7
魚類養殖（30）	24.2
その他養殖（104）	30.0
定置網（67）	18.6
その他（潜水や採介藻漁業など）（25）	11.6

資料、（注）ともに第1表に同じ

第2図　主な漁業種類別の正組合員のうち60歳以上の占める割合と60歳以上の正組合員のうち漁業後継者のいる割合の散布図

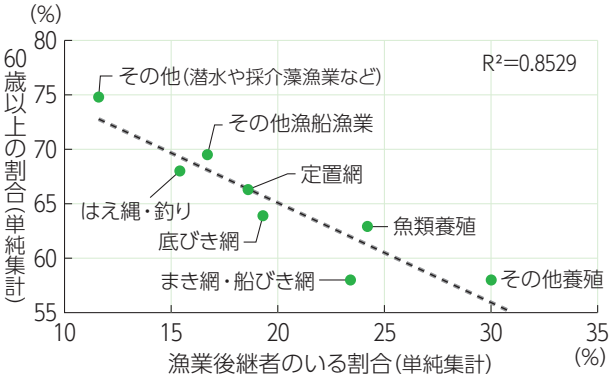

資料　第1表に同じ

者が存在するので、代替わりが進み60歳以上の割合が低くなっている、一方で所得が低いと後継者が不在となり、代替わりが進まずに60歳以上の割合が高くなっていると推察される。

(2)　漁業者の事業所得の向上と漁協の対応

後継者の確保にあたって重要なことは、漁業者の事業所得（＝漁労所得＋漁労外事業所得）の向上・安定である。しかし、ここ数年事業所得の中心である漁労所得は、漁獲物の販売金額の減少や燃油・漁業資材などの高騰などに伴い減少傾向にある。19年の沿岸漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は169万円(注1)で、給与所得者の１人当たりの年間平均給与433万円（国税庁「令和２年分民間給与実態統計調査―調査結果報告―」）と比較すると、漁業を選択するインセンティブは低いと言える。

事業所得の向上にあたっては、漁労所得と漁労外事業所得の引上げ・獲得が必要である。漁労所得については、水揚高（＝漁獲量×魚価）の増加と漁業経費の削減によって向上させることが可能であり、放流などの資源管理を通じて漁獲量を増やしたり、直接販売などを通じて魚価の向上を図ったりしている。また、漁業経費の削減にあたっては省エネ型エンジンの導入などを行っている。漁労外事業所得としては、水産加工や民宿経営、漁家レストランなどがあり、現地調査においても６次産業化や加工事業に取り組んでいる漁業者は散見される。

このような一連の漁業者の事業所得の向上を図るために、漁協のなかには事業の多角化に取り組んでいるところもある。アンケート調査で、そうした取組みを尋ねたところ、「直売所」を運営している組合が最も多く、次いで「加工事業」、「食堂・レストラン」であった（第３図）。

これまでの現地調査などの結果を踏まえると、漁協が直売所や加工事業などを実施することによって、漁協が漁業者の漁獲物を直接買い取ることが可能となり、魚価の向上もしくは魚価の下落防止に貢献してい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3図　漁協における事業の多角化の現状（複数回答）

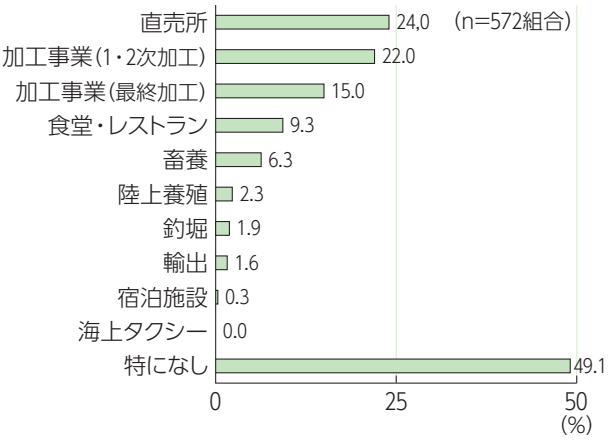

資料　第1表に同じ
（注）　上記事業のなかから実施している事業を回答しているため、選択肢以外の事業の実施の有無については不明。

る。それ以外にも、漁協の事業の多角化によって、新たな雇用が生まれ漁業者もしくはその家族に所得を得る機会を提供したり、漁協の収益改善が促され漁業者の組合への手数料などの経費を抑制することにつながっているケースがある。

漁業者の高齢化や後継者不足が生じている漁協が多いなかで、現状を静観するのではなく、事業の多角化などを通じて現状を打破しようとしている漁協も一定数存在していることが調査結果から読み取れる。

（注１）水産庁「令和２年度水産白書」

2　漁業・漁協経営における課題等についての自由意見

冒頭で説明したとおり、今回のアンケート調査では、調査票末に「漁業や漁協経営における課題、その他現在ご関心のある事柄等について」として自由記入欄を設けた。自由記入欄の回答率は22.6％（回答数598中135）であり、個別テーマ同様、全国の多くの漁協から回答を得ることができた。したがって、この結果を通じて、漁協、特に回答者である漁協職員の課題認識に接近することができると期待される。また、回答結果のなかには、課題認識を踏まえた今後の対応方策についてまで言及するものも複数見られた。尾中・亀岡・植田（2021）では自由記入欄への回答はそのまま掲載したが、本節では、主要な内容につき集計し、全体の傾向を把握する。具体的には、①現状の課題ないし将来の懸念、②漁協としての対応方策（構想を含む）の２点につき整理する。(注2)

（注２）自由記入欄の回答の詳細については、尾中・亀岡・植田（2021）48～54頁を参照。なお、このレポートでは、漁協名が特定される回答については掲載しなかったが、本稿ではそれらも含めて参照した（回答漁協数のカウントに含め、必要に応じて個別に引用した）。

(1)　現状の課題ないし将来の懸念

まず現状の課題・将来の懸念については、複数回答（１回答ごとに言及のあった事項数をカウントした、以下同）として、計154の回答が寄せられた（第３表）。内容としては、現下の課題として、「後継者不足、組合員の高齢化」を挙げる組合が65と最も多かった。「後継者不足、組合員の高齢化」が大きな課題であるという点は、前節において整理した高齢化・後継者の確保状況に関するアンケート結果（正組合員の60歳以上の占める割合は単純平均で64.3％、50％以上と回答している組合は79.8％、60歳以上の正組合員のうち漁業後継者がいる割合は20.8％）と合致してい

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第3表　現状の課題・将来の懸念

内容	回答数
後継者・新規就漁者・乗組員不足、組合員の高齢化	65
水揚量の減少・不安定化	36
コロナ禍による販売減・魚価安	26
資材価格の高騰	9
施設の老朽化と対応資金の不足	7
改正漁業法の運用に対する不安	5
養殖漁場の環境悪化	4
買受人の減少	1
洋上風力発電との調整	1

資料　第1表に同じ

る。次いで多かったのは「水揚量の減少・不安定化」であり、36の組合が挙げていた。周知のとおり、これらの課題はわが国沿岸漁業が直面する最大の課題であり、それは漁協の立場からしても同様である。後継者の不足・高齢化は漁協の組織基盤である組合員の減少に直結する事象であり、水揚量の減少は販売事業における受託手数料収入を最大の基盤とする漁協経営を直接的に脅かす事象だからである。

以上は回答内容を単に合計しただけだが、回答項目同士はどのように連関しているのか。続いて、個別の発言を引用して考えてみたい。

後継者不足と水揚量の減少は部分的に互いを規定し合っているというのが漁協による基本認識であり、漁協は、獲(と)れない（獲らない）→もうからない→後継者が育たない→漁業者が減少する→獲れない（獲らない）という悪循環から脱却する糸口が見当たらないことに大きな不安を覚えている回答が複数見られた(注3)。例えば、「組合員の高齢化や減少に伴い、水揚高や購買事業等の取扱高も減少し、厳しい経営状況にある」、「組合員の高齢化、若者の漁業離れにより、組合員の減少が進む中、今後、どのようにして経営を維持していくか、５年後・10年後のことを考えた時、不安でしかない」、「高齢化・担い手不足が何より深刻。魚価低迷の上、漁獲量の激減等、漁家経営が困難となっている。漁業者がいなくなる＝漁協がなくなる構図がよぎる」といった回答が寄せられた。

また、一般的に後継者確保の困難は、しばしば更なる合併あるいは支店統廃合を招来する要因となるが(注4)、この動きは一方で単なる漁協組織の縮小再編にとどまるものであり、消極的な意味しか持ち得ないとの悲観的な認識もまた広く共有されている模様であることがアンケートを通じて改めて確認された。「単一漁協として、組織そのものは大きくなっているが、それぞれの支店規模は小さく、各支店の職員数も少ないこともあり、現状維持が精一杯のようで、浦々の地域性をいかした新たな事業展開は難しいのが現状です」、「単に漁協合併しただけでは、何の改善にもならない、将来的に収支が確保できる健全な合併のビジョンが必要である」といった意見が聞かれたところである。

この後継者不足と水揚量減少の互いの足を引っ張り合う関係は、新型コロナウイルスの影響により、さらに強められた感がある。コロナ禍は、飲食店、旅館・ホテルといった外食需要向けの販路を著しく縮小さ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

せ、魚価安と漁家経営の悪化をもたらすものであることから、必然的に後継者確保を一層困難なものとし、さらには漁獲・出荷行動を抑止する要因となった。コロナ禍の影響という点については26組合が言及しており、具体的には「コロナの影響を受け、魚価が今まで以上に安くなっている」、「コロナの影響で、廃業を考える者あり」、「漁業資源の減少、燃料の高騰、後継者不足が漁業経営を悪化させ、圧迫しております。さらにコロナの影響で、魚価の低迷が著しく、三重苦・四重苦に喘(あえ)いでおります」、「日本の人口が少子化により減少している中、組合員も高齢化や担い手不足で減少が続いている。加えて、コロナ禍の終息がみえない現状下にあり、消費が伸びず、魚価も安くなっており、漁家経営も漁協経営も収支が厳しいものとなっている」といった声が聞かれた。また、漁協自身が直売所等を経営している場合、その売上減少により漁協経営への影響はより直接的なものとなるとの指摘もあった。

以上３点以外では、「資材価格の高騰」、「施設の老朽化と対応資金の不足」、「改正漁業法の運用に対する不安」、「養殖漁場の環境悪化」、「買受人の減少」、「洋上風力発電との調整」といった点が足元の課題・懸念として挙げられた。なお、「改正漁業法の運用に対する不安」の具体的内容としては、①漁業権制度の見直しに関する点（組合員以外の者が個別漁業権として区画漁業権を保有することによる既存の漁場利用秩序への悪影響）、②新しい資源管理制度の運用の子細がいまだ見えないことへの不安の２点につき、複数の漁協から言及があった。

また、これらの課題認識は、系統組織や行政等への要望という形で表れてもいた。複数の回答があったのは、「インフラ・ハード施設整備」に関するものであり、港湾の環境整備等を内容とするものであった。港湾は行政の管理領域となっており、かつ漁業生産との関連度が高い対象として、漁協が高い関心を有していることが改めて確認された。ほかには、数はいずれも少数だが、「魚価の収入安定化対策の充実」、「不採算事業に対する支援の強化」、「漁業者養成教育機関の充実」、「IUU漁業対策」、「技術革新の促進」、「将来性ある合併モデルの提示」等いずれも国政レベルでの対応を前提とする内容が要望事項として寄せられた。それぞれ既に何らかの対応がなされている課題ではあるものの、先に整理した課題状況を克服するにはなお不十分であるとの評価が回答の背景にはあるものと考えられる。それぞれ課題の内実について実態に即して把握されたうえで、法制度の不備等に関する議論へとつなげていくことが求められていると言える。

(注３) 水揚量減少の原因としては、気象・海洋条件の変化を挙げる漁協ももちろん複数見られた。ほかにもゴースト・フィッシング（海中に放置された漁具が人の手を離れても漁獲を継続し、意図せず漁獲圧を高めてしまうこと）を原因として挙げる回答も見られた。

(注４) 魚市場、冷凍・冷蔵工場の縮小再編の動向につき、亀岡（2021a、2021b）参照。

(2)　漁協としての対応方策（構想を含む）

以上の後継者不足と水揚量減少の負の連

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

鎖、そのコロナ禍による深刻化という現下の課題に対して、漁協はどのような打ち手を模索しているか。

自由記入欄の回答結果を総覧すると、全体的に必ずしも回答数は多くないものの、漁協は多様なアイディアを有していることがわかる（第４表）。回答として寄せられたものには、現に着手・実行しているものと構想段階のもの双方が含まれているが、まず、最も回答数が多かったのは、販売事業の強化・刷新に関するものであった。この点については、国も「水産政策の改革」の内容の一つとして販売事業担当理事の設置といった漁協販売事業強化の方策を提示しているところだが、本アンケートへの回答としては、直接販売の実施・拡大、ECサイトの開設といった内容が挙げられていた。本アンケートを離れるが、特にECサイトについては、コロナ禍において巣ごもり需要への対応として取り組む漁協が増加したと言われている。現状は、全漁連・都道府県

第4表　漁協としての対応方策・構想

内容	回答数
販売事業の強化・刷新(直販、ECサイト等)	12
事業の多角化	5
漁場利用の在り方の見直し	4
ICT技術の導入・活用	3
異業種との連携	3
6次化	1
陸上養殖	1
協業化	1
短期蓄養	1
同業種との協働	1
施設の高度化による漁獲物の高付加価値化	1

資料　第1表に同じ

漁連・単協の各段階がそれぞれの創意により独自に展開している段階にあり、今後は何らかの形での合理的な役割分担ないしすみわけが必要になってくるのではないかと考えられる(注5)。ECサイトの販売実績・事業規模・課題といった部分については、今後調査研究を通じて明らかにされるべき論点であると考えられる。

ほかに自由記入欄への回答で対応方策として挙げられたものは、「事業の多角化」、「漁場利用の在り方の見直し」、「ICT技術の導入・活用」、「異業種との連携」、「６次化」、「陸上養殖」、「協業化」、「短期畜養」、「同業種との協働」、「施設の高度化による漁獲物の高付加価値化」といったものであった。まず、「事業の多角化」と「異業種との連携」は、本アンケート調査において個別テーマとして取り上げたテーマでもあり、特に多角化に関するアンケート結果は先に示したとおりだが、自由記入欄の結果からも、漁協が関心を寄せるテーマとなりつつあることがうかがえる。なお多角化の具体的内容としては、複数の漁協が観光業に言及していた。この背景には、いわゆる渚泊（なぎさはく）に関連した補助事業が整備されてきたことが関係していると推察される(注6)。

「漁場利用の在り方の見直し」も注目される論点である。具体的回答としては、「高齢者を含め、若手の漁業者による新規養殖事業の試験などの取り組みも実施しており、漁業者と漁協、さらに自治体と連携し、販売促進事業を展開し、また、仲買人等へも安定供給できるよう、現在、協議推進して

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

いる」といったものが寄せられており、漁場利用の見直しは、販売事業と一体的なものとして検討されていることがわかる。ほかにも漁場の遠方化についても回答があった。これらの回答の背景には、近年の気象・海洋環境の変化の下で、従来の漁場利用の仕方では漁業生産力を十分には発揮できなくなっている状況に対して対応を図りたいという問題意識があるものと推察される。また、20年12月１日に改正漁業法が施行されたことから、今後は、改正法に基づく新規の個別漁業権との調整という新しい制度条件を踏まえたものとして議論されることとなると考えられる。また、陸上養殖、短期畜養といったトピックについても、水揚げの不安定性を克服したいという課題意識の表れであると解釈するなら、基本的にその発想は同一線上にあるものと理解できるだろう。

（注５）亀岡（2020）参照。

（注６）「渚泊」とは漁村地域における滞在型旅行のことであり、対応する補助事業は、「農山漁村振興交付金」のなかの「農泊推進対策」である。関連して、亀岡（2021c）参照。

おわりに

２（1）で整理したとおり、獲れない（獲らない）→もうからない→後継者が育たない→漁業者が減少する→獲れない（獲らない）という悪循環に起因する漁業経営の困難と連動して漁協経営の困難が進行しており、コロナ禍がそれに一層の拍車をかけている状況が回答全体からは読み取れる。一方、対応策も鋭意着手・検討されてはいるが、漁協系統全体で共有できるような決め手を備えたものはなお見出されない。政策的支援は無論引き続きその意義を失うことはないだろうが、補助的な役割以上のものを担うものではない。本アンケート回答でも、極端には、「組合員の減少。水揚量・水揚金額の減少。魚価が安い。漁船の減少。今のところ、下り坂まっしぐらです」と漁協自身が吐露するなか、漁協経営の展望はどのように構想され得るだろうか。

この困難な課題に対して、当研究所は、調査研究の立場から、漁協に関する実証的な研究を蓄積させ、漁協経営の将来設計にとって参考となる情報提供を継続してきた。例えば尾中・馬場（2016）では、後継者問題に関する分析として、複数の事例調査を通じて、漁家子弟の就漁にあたっての要因として、①漁家子弟の個人的要因、②個別漁家の要因、③地域的・組織的要因の３つの類型を析出した。さらに、非漁家子弟の就漁にあたっての要因として追加で考慮すべき事項として、①職業としての漁業の認知度の向上 、②非漁家子弟の受入れ・育成体制といった要素を析出した。また工藤ほか（2019）では、受託販売とは区別される漁協による買取販売の動向に着目し、流通の仕方に応じて、①自営店舗販売型、②他業者への直接販売型、③消費地市場出荷販売型の３つに類型区分し、特に地元向け流通においてその存在感が相対的に高まっている様子を捉えた。いずれも、後継者確保、販売事業の見直しといった本アンケート結

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

果にも表れていた現代の漁協の共通課題につき、先進事例の分析を通じて、その実態や取り組むにあたっての留意点の解明を試みたものである。

調査研究の結果それ自体が直ちに普遍的な処方箋となることは期待し難いが、対応は現実の課題を正確に把握することから始められるべきであることは言うまでもない。この限りで、フィールドワークを重視した実証的な調査研究はなおその実践的意義を失うことはないだろう。引き続き漁業・漁協を巡る課題の構造的把握、個別事例に即した優良先進事例のポイントの解明、漁協を取り巻く制度環境の変化といった点について調査研究を通じて明らかにし、漁協・漁業者が自身の経営判断をする際の参考となる知見を提供することが強く必要とされていると考えられる。

＜参考文献＞

- 尾中謙治・馬場治（2016）『漁業後継者の就業実態調査』総研レポート28基礎研No. 1
  https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20160502.pdf
- 尾中謙治・亀岡鉱平・植田展大（2021）『2020年度漁協アンケート調査結果』総研レポート2021基礎研No. 2
  https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr211118.pdf
- 尾中謙治（2022）「異業種企業による漁業参入の現状と課題」『農林金融』３月号、２～16頁
- 亀岡鉱平（2020）「コロナ禍の沿岸漁業・漁協への影響──市場流通を起点とした検討──」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号、28～29頁
  https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2011re14.pdf
- 亀岡鉱平（2021a）「漁業センサスにみる魚市場の動向」『農中総研 調査と情報』web誌、１月号、22～23頁
  https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2101re11.pdf
- 亀岡鉱平（2021b）「漁業センサスにみる冷凍・冷蔵工場の動向──漁協との関連を中心に──」『農中総研調査と情報』web誌、７月号、28～29頁
  https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2107re14.pdf
- 亀岡鉱平（2021c）「渚泊への期待と漁協の関与の仕方──『地域ビジョン立案主体としての漁協』に向けて──」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号、18～19頁
  https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2111re9.pdf
- 亀岡鉱平（2022）「漁協による製氷・貯氷事業の実施状況に関するアンケート結果の分析──施設統廃合の進展を見据えて──」『農林金融』３月号、17～36頁
- 工藤貴史・尾中謙治・加瀬和俊・常清秀（2019）『漁協における買取販売に関する実態調査』総研レポート30農金No. 9
  https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20190322-1.pdf

執筆分担

＜第１節＞

尾中謙治（おなか　けんじ）

＜はじめに、第２節、おわりに＞

亀岡鉱平（かめおか　こうへい）

談話室

「6次産業化」の戦略と戦術について考える

６次産業化の概念は今村奈良臣氏(東京大学名誉教授・故)により提唱されてからおよそ30年が経過した。６次産業化の狙いは農山漁村の活性化にあることが周知の如く。その発想(「１次産業×２次産業×３次産業＝６次産業」)と理論(「ペティの法則」)はともにシンプルで分かりやすいものである。これに加え、この取組みは農山漁村地域振興の戦略として政策的に位置づけられたため、ここ30年の間、農業分野をはじめ、林業、漁業分野を含む全国各地の農山漁村で展開されている。本稿では、漁業分野で取組んでいる６次産業化の事例から感じたことを共有しながら、６次産業化の戦略と戦術について考えてみたい。

漁業の６次産業化の取組み

６次産業化に関する取組みは「六次産業化法」(2011年)が施行されてから一気に増えた。2021年末の時点で全国47都道府県の総合化事業計画の累計認定件数は2,601件となり、これは認定開始当初(2011年)の10倍超の値である。

漁業分野に関する取組みは農業分野と比べればかなり少ないが、その増加幅が大きい(2011年11件→2021年193件)。また、事業内容は多様であるが、小林茂典(2013)により分類された６つのビジネスモデルに照らし合わせてみると、漁業者自らが生産・加工・販売等を一体的に行う「多角化タイプ」と、従来の出荷・販売ルートと並行して、自社・他社経営の直売所やインターネット販売などの流通チャネルも活用する「流通チャネル活用タイプ」の取組みが多く見られる。実施主体としては、個人が６割弱、団体が２割強、漁協が２割弱である。これらの取組みの中で、他産業との連携によるものが少なく、自社独自で努力している傾向が強い(８割)。

６次産業化の戦略と戦術とは

今村(1998)では、６次産業化は「農業の総合産業戦略」であると考えている。ここで言う総合産業とは、第１次産業、第２次産業、第３次産業が有機的に結合した産業のことであると理解している。この概念の中、総合産業化は戦略であり、「連携」は総合産業化を実現するための方法と手段であり戦術に当たると考える。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

戦術として「連携」を考案されたのは、１次産業従事者の高齢化、農山漁村の過疎化問題の顕在化、１次産業が産業として縮小しつつあるという背景があったと思われる。漁業分野では、80年代後半以降、水揚げ量の減少に伴い、漁業所得の減少が漁業従事者の世代交代を阻害し、漁業従事者の減少、後継者不足、漁業従事者の高齢化を恒常化した。例えば、2018年の時点での漁業経営体数は1988年と比べ６割弱減、「65歳以上」漁業従事者は４割近く、漁業者平均所得は全世帯平均所得の半分以下である。それに加え、漁業経営体の９割以上は沿岸漁業者層に属している。

「六次産業化法」では、農林漁家による加工・流通・販売(小売)・飲食業への直接進出と、農林漁家と加工・流通・販売(小売)・飲食業との連携という二つの方向性が出されている。農・林分野の状況とは若干異なるかもしれないが、漁業分野において、前者による展開はかなりハードルが高いと思われる。著者が近年、いくつかの水産関連の認定事例の現状について調べたことがある。販路が拡大できたところで生産が追い付かない。新商品の開発と生産はできたが、販路の拡大ができない。生産から販売まで自社のパワーだけでカバーしきれない状況が見受けられる。もちろん、令和３年度の６次産業化アワードで農林水産大臣賞を受賞した三重県の水産企業の事例もある。この会社は前者の方向性を持ちながら、SDGsを強く意識した経済活動を行っており、日本の漁業経営が目指すべき方向性を示したようなビジネスモデルである。ただし、現実では、このような取組みを真似できる漁業者がどのぐらい存在しているのか。

漁業の現実を鑑みると、産業間「連携」こそ戦術であると思うが、実際に連携による取組みは２割程度に留まっている。今まで６次産業化により得られた効果(社会的効果も含む)は否定できないが、地域振興につなげるためには、その活動により得られた経済効果の持続性をより重視する必要がある。一般的に、持続性のある経済活動は必ず客観的な経済合理性が存在している。同じ論理で、続かない取組みは客観的な経済合理性が欠如していると考えるのは自然である。「連携」が進まないのも必ず理由がある。それは経済合理性の欠如の問題であるのか。経済合理性を発揮できない仕組みの問題であるのか。今後、解明すべき課題である。

(国立大学法人 三重大学 大学院 生物資源学研究科

教授　常　清秀・じょう せいしゅう**)**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(49)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(49)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(49)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(50)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(50)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(50)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(52)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(52)
9. 金融機関別預貯金残高　……(53)
10. 金融機関別貸出金残高　……(54)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2016. 12	**63,158,916**	**2,601,504**	**43,463,382**	**24,734,173**	**62,111,397**	**11,188,920**	**11,189,312**	**109,223,802**
2017. 12	**65,682,512**	**1,937,230**	**38,925,638**	**27,470,060**	**57,134,991**	**10,683,755**	**11,256,574**	**106,545,380**
2018. 12	**66,311,414**	**1,386,802**	**32,855,170**	**22,187,998**	**52,131,324**	**14,730,399**	**11,503,665**	**100,553,386**
2019. 12	**65,007,106**	**904,143**	**33,746,302**	**21,596,296**	**53,422,982**	**18,770,545**	**5,867,728**	**99,657,551**
2020. 12	**65,136,424**	**423,506**	**34,195,776**	**18,486,116**	**47,749,217**	**20,957,272**	**12,563,101**	**99,755,706**
2021. 7	64,866,657	321,427	32,454,579	17,442,190	43,685,430	20,399,796	16,115,247	97,642,663
8	65,142,297	311,432	32,468,503	16,951,501	43,502,363	20,555,642	16,912,726	97,922,232
9	65,737,170	413,354	36,550,546	22,864,061	44,511,290	20,561,295	14,764,424	102,701,070
10	65,667,059	405,089	33,621,768	17,056,516	42,971,080	20,920,828	18,745,492	99,693,916
11	65,306,859	395,182	33,446,556	15,663,949	42,226,658	20,949,604	20,308,386	99,148,597
12	65,100,951	386,421	34,100,737	19,759,392	42,899,136	21,044,141	15,885,440	99,588,109

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2021年12月末現在 (単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	53,393,174	-	3,250,305	263	2,494	-	56,646,235
水産団体	1,980,947	-	120,487	1	33	-	2,101,468
森林団体	2,066	-	4,984	1	265	-	7,316
その他会員	1,599	-	22,929	13	-	-	24,541
会員計	55,377,786	-	3,398,705	278	2,792	-	58,779,561
会員以外の者計	767,486	11,945	617,084	90,312	4,831,542	3,021	6,321,391
合計	**56,145,271**	**11,945**	**4,015,790**	**90,590**	**4,834,334**	**3,021**	**65,100,951**

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 363,807百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2021年12月末現在 (単位 百万円)

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	1,732,154	25,932	148,737	-	1,906,824
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	66,356	16,181	4,211	-	86,747
	森林団体	1,609	980	2,740	4	5,332
	その他会員	900	540	20	-	1,460
	会員小計	1,801,018	43,633	155,708	4	2,000,364
	その他系統団体等小計	175,499	6,287	57,689	-	239,475
	計	1,976,517	49,920	213,397	4	2,239,839
関連産業		4,843,757	22,683	873,997	1,678	5,742,115
その他		12,915,355	17,323	129,510	-	13,062,187
合計		**19,735,629**	**89,926**	**1,216,904**	**1,682**	**21,044,141**

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

(貸方)

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2021. 7	7,889,429	56,977,228	64,866,657	-	321,427
8	8,171,283	56,971,014	65,142,297	-	311,432
9	8,829,829	56,907,341	65,737,170	-	413,354
10	8,770,759	56,896,300	65,667,059	-	405,089
11	8,759,673	56,547,186	65,306,859	-	395,182
12	8,954,537	56,146,414	65,100,951	-	386,421
2020. 12	8,654,089	56,482,335	65,136,424	22,980	423,506

(借方)

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2021. 7	39,866	17,402,323	43,685,430	10,176,175	-	-	69,575
8	68,593	16,882,908	43,502,363	10,216,753	-	-	76,001
9	34,617	22,829,444	44,511,290	8,553,768	1,524	-	83,532
10	31,485	17,025,030	42,971,080	8,510,446	3,509	-	96,618
11	55,069	15,608,880	42,226,658	8,102,725	2,011	-	91,545
12	34,574	19,724,818	42,899,136	8,213,069	-	-	89,926
2020. 12	38,898	18,447,217	47,749,217	11,226,871	-	-	88,213

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2021. 7	69,362,322	68,001,627	804,903	1,896,886	2,427,807
8	69,664,157	68,014,887	824,120	1,901,095	2,430,795
9	69,079,390	67,789,054	815,393	1,864,455	2,433,315
10	69,300,747	67,859,434	828,083	1,864,855	2,433,373
11	69,059,815	67,649,938	782,555	1,864,801	2,433,373
12	69,284,209	67,573,499	769,999	1,754,695	2,435,964
2020. 12	69,162,933	67,403,712	800,537	2,177,790	2,339,366

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2021. 6	44,495,225	64,255,860	108,751,085	725,681	646,038
7	44,166,723	64,404,435	108,571,158	735,591	656,534
8	44,594,628	64,234,803	108,829,431	719,100	640,602
9	44,521,589	63,914,667	108,436,256	721,329	642,393
10	45,395,596	63,573,856	108,969,452	721,846	640,426
11	45,145,730	63,449,644	108,595,374	711,352	627,420
2020. 11	41,811,639	65,152,728	106,964,367	709,441	625,579

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

(単位 百万円)

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
-	2,062,882	4,040,198	26,351,499	97,642,663
-	2,029,636	4,040,198	26,398,669	97,922,232
-	1,627,147	4,040,198	30,883,201	102,701,070
-	1,634,772	4,040,198	27,946,798	99,693,916
-	1,469,242	4,040,198	27,937,116	99,148,597
-	1,744,145	4,040,198	28,316,394	99,588,109
-	2,071,408	4,040,198	28,061,190	99,755,706

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
19,155,978	1,172,563	1,678	20,399,796	4,030,000	12,085,248	97,642,663
19,277,309	1,201,074	1,256	20,555,642	4,410,000	12,502,726	97,922,232
19,270,716	1,205,766	1,280	20,561,295	1,750,000	13,012,900	102,701,070
19,734,604	1,088,036	1,568	20,920,828	5,690,000	13,051,984	99,693,916
19,687,165	1,169,655	1,238	20,949,604	5,590,000	14,716,375	99,148,597
19,735,628	1,216,904	1,681	21,044,141	1,626,004	14,259,436	99,588,109
18,844,089	2,023,086	1,882	20,957,272	98,344	12,464,758	99,755,706

合　連　合　会　主　要　勘　定

(単位 百万円)

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
76,318	43,947,574	43,890,834	55,000	1,417,169	19,947,973	8,587,608	2,106,411
79,362	44,048,107	43,982,455	55,000	1,438,618	20,104,258	8,635,154	2,121,720
77,870	43,496,972	43,433,153	55,000	1,456,287	20,162,649	8,574,755	2,157,988
82,638	43,253,584	43,192,361	50,000	1,472,953	20,564,645	8,633,568	2,147,531
79,064	42,879,860	42,815,110	55,000	1,479,695	20,642,917	8,632,662	2,147,792
88,668	42,905,502	42,849,394	75,000	1,499,353	20,673,843	8,617,526	2,146,747
89,090	43,954,068	43,904,852	55,000	1,306,373	20,121,055	8,591,303	1,973,650

合　主　要　勘　定

(単位 百万円)

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
443,979	82,076,487	81,826,987	4,808,257	1,853,627	22,720,119	132,035	563
444,445	81,780,899	81,528,124	4,765,425	1,776,949	22,806,432	133,132	563
457,379	81,976,334	81,725,619	4,825,639	1,792,323	22,864,706	133,289	563
444,086	81,422,952	81,175,493	4,939,392	1,882,451	22,886,812	133,576	563
428,583	81,628,973	81,372,183	5,081,047	1,964,054	22,970,159	133,944	563
441,500	81,291,761	81,032,561	5,129,229	1,973,811	23,010,772	125,064	563
437,052	80,814,650	80,594,691	4,569,034	1,769,679	22,226,494	131,995	581

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位　百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2021．9	2,480,193	1,683,438	85,555	58,285	17,924	2,025,710	2,006,076	79,331	470,923
10	2,511,723	1,702,825	85,554	58,285	18,255	2,051,237	2,030,192	81,109	473,915
11	2,496,916	1,693,775	81,854	58,285	20,551	2,031,629	2,008,584	80,819	471,697
12	2,490,459	1,698,827	80,254	58,285	19,237	2,029,454	2,006,884	81,093	467,874
2020．12	2,419,829	1,664,492	65,165	54,495	18,681	1,943,695	1,923,820	80,131	458,401

（注）　貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位　百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2021．7	769,607	405,833	81,144	53,072	98,317	5,612	781,011	773,594	-	125,330	3,629	75
8	767,787	403,507	81,044	53,173	98,341	6,503	780,192	773,036	-	125,293	3,571	75
9	780,576	407,101	82,325	53,573	98,391	5,980	800,852	792,283	-	124,587	3,534	75
10	807,414	423,355	82,168	52,256	98,463	6,278	830,175	822,214	-	125,495	3,481	75
2020．10	779,597	421,553	84,343	58,663	99,138	6,242	781,802	760,562	-	137,216	4,203	75

（注）　1　貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2　借入金計は信用借入金・経済借入金。
3　貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

		農　協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2018. 3**	**1,013,060**	**648,140**	**3,593,112**	**2,620,107**	**668,302**	**1,409,772**	**203,399**
	2019. 3	**1,032,245**	**664,436**	**3,755,950**	**2,681,866**	**655,093**	**1,434,772**	**207,220**
	2020. 3	**1,041,148**	**667,436**	**3,929,329**	**2,777,707**	**624,155**	**1,452,678**	**211,724**
	2020. 12	1,077,741	691,629	4,154,038	3,002,622	677,508	1,579,500	226,798
	2021. 1	1,073,024	686,046	4,188,059	2,997,653	674,713	1,573,050	226,360
	2	1,076,191	686,664	4,194,305	3,022,137	677,909	1,579,887	227,599
	3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049
	4	1,074,898	687,080	4,356,087	3,069,887	686,273	1,591,376	228,291
	5	1,073,035	686,189	4,378,220	3,104,047	666,310	1,588,281	228,060
	6	1,087,511	695,951	4,303,082	3,116,520	669,691	1,597,593	230,440
	7	1,085,712	693,623	4,283,921	3,107,988	668,146	1,594,303	230,443
	8	1,088,294	696,642	4,302,659	3,107,340	667,044	1,601,468	230,914
	9	1,084,363	690,794	4,313,300	3,089,859	664,540	1,597,903	231,356
	10	1,089,695	693,007	4,321,683	3,103,499	668,029	1,604,483	231,778
	11	1,085,954	690,598	4,351,444	3,115,247	667,207	1,602,516	231,434
	12	P 1,092,164	692,842	P 4,273,965	P 3,135,050	P 672,781	1,610,111	…
前年同月比増減率	**2018. 3**	**2.9**	**4.2**	**4.6**	**3.0**	**1.6**	**2.2**	**2.0**
	2019. 3	**1.9**	**2.5**	**4.5**	**2.4**	**△2.0**	**1.8**	**1.9**
	2020. 3	**0.9**	**0.5**	**4.6**	**3.6**	**△4.7**	**1.2**	**2.2**
	2020. 12	2.1	2.0	10.7	8.8	8.6	7.8	6.4
	2021. 1	2.4	2.0	10.0	9.7	9.4	8.3	6.7
	2	2.5	1.9	10.1	9.8	9.1	8.2	7.0
	3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8
	4	2.7	2.3	7.4	9.4	8.5	8.1	7.1
	5	2.3	2.2	4.6	7.2	3.3	6.9	6.6
	6	2.2	1.9	3.6	6.3	2.2	4.9	5.2
	7	2.1	1.6	3.6	6.5	1.4	3.8	4.5
	8	1.8	1.3	3.7	5.8	0.4	3.2	3.9
	9	1.8	1.0	3.5	5.3	△0.2	2.7	3.6
	10	1.6	0.9	4.3	5.1	△0.4	2.7	3.4
	11	1.5	0.6	3.2	5.1	△0.2	2.4	2.9
	12	P 1.3	0.2	P 2.9	P 4.4	P △0.7	1.9	…

（注）1　農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2　都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
3　農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4　ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5　合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2018. 3**	**204,568**	**55,875**	**1,816,884**	**1,996,811**	**519,071**	**709,635**	**110,695**
	2019. 3	**207,386**	**59,768**	**1,934,688**	**2,082,899**	**517,558**	**719,838**	**114,920**
	2020. 3	**211,038**	**63,300**	**1,966,560**	**2,192,275**	**489,890**	**726,752**	**118,549**
	2020. 12	214,241	66,177	2,066,249	2,282,665	519,384	782,032	124,892
	2021. 1	214,462	66,140	2,061,036	2,286,567	519,213	780,036	124,939
	2	215,180	66,099	2,069,286	2,292,344	520,375	780,880	125,475
	3	215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	523,448	784,374	126,299
	4	216,447	64,581	2,059,138	2,296,058	524,412	784,845	126,176
	5	218,405	64,771	2,050,720	2,310,066	510,677	784,537	126,436
	6	219,143	64,476	2,043,438	2,311,217	511,288	784,507	126,588
	7	220,116	64,812	2,033,100	2,320,563	513,378	785,340	126,982
	8	220,707	65,134	2,028,398	2,317,070	512,273	783,020	126,878
	9	220,882	64,168	2,031,036	2,325,910	513,498	786,443	127,646
	10	221,607	64,860	2,020,997	2,330,993	513,709	785,144	127,832
	11	222,048	64,849	2,028,986	2,334,660	513,571	783,304	127,724
	12	P 222,220	64,708	P 2,093,685	P 2,357,741	P 521,645	788,778	…
前年同月比増減率	**2018. 3**	**0.4**	**6.1**	**△1.6**	**4.1**	**3.3**	**2.6**	**4.1**
	2019. 3	**1.4**	**7.0**	**6.5**	**4.3**	**△0.3**	**1.4**	**3.8**
	2020. 3	**1.8**	**5.9**	**1.6**	**5.3**	**△5.3**	**1.0**	**3.2**
	2020. 12	2.2	5.7	6.8	5.0	6.8	7.9	6.4
	2021. 1	2.4	5.6	6.6	5.1	7.2	8.5	6.8
	2	2.5	5.4	7.1	5.1	7.1	8.3	6.9
	3	2.3	3.4	5.4	4.7	6.9	7.9	6.5
	4	2.6	2.1	1.1	4.1	6.7	7.7	6.5
	5	2.8	1.3	△2.1	3.4	2.5	6.1	5.5
	6	3.1	0.0	△3.4	2.8	1.2	4.4	4.5
	7	3.3	△0.4	△3.1	2.6	0.6	3.1	3.9
	8	3.4	△0.7	△2.9	2.2	0.2	2.1	3.2
	9	3.5	△1.1	△2.5	2.5	0.3	1.7	3.2
	10	3.5	△1.9	△2.4	2.5	0.0	1.2	3.1
	11	3.6	△1.7	△2.8	2.8	△0.3	1.1	2.9
	12	P 3.7	△2.2	P 1.3	P 3.3	P 0.4	0.9	…

（注） 1 表9 注1、注2に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年３月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

＜寄贈先：国立国会図書館ホームページ＞

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: https://kn.ndl.go.jp/]

※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
（WARP）
[URL: https://warp.da.ndl.go.jp/]

「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデーター覧
(https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)
閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものとなります。

※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「(詳細情報を見る)」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022年３月号第75巻第３号〈通巻913号〉３月１日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所
永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/